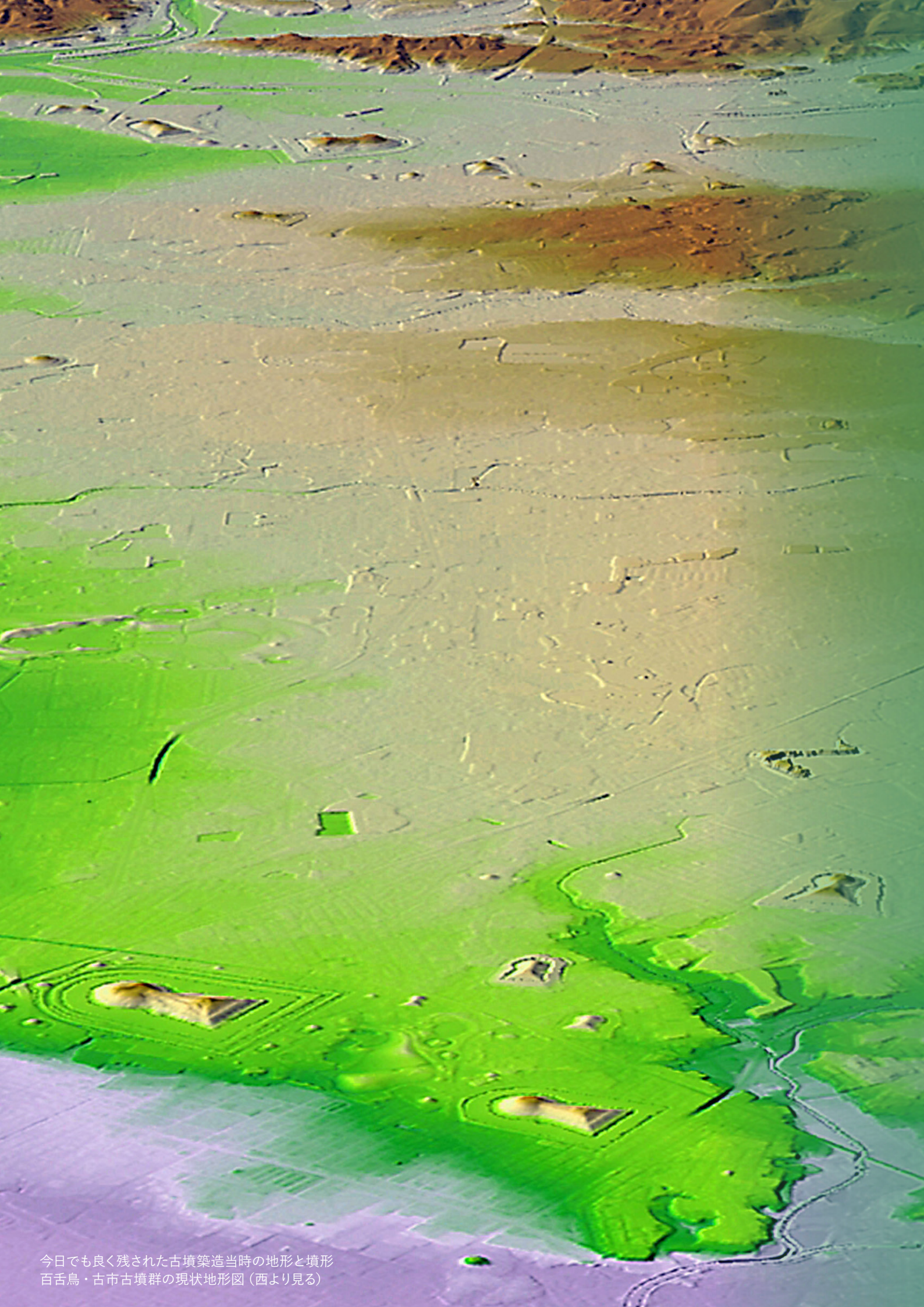




今日でも良く残された古墳築造当時の地形と墳形
百舌鳥・古市古墳群の現状地形図（西より見る）

第5章

資産の保護と保存管理

- 5.a 所有関係
- 5.b 保護措置
- 5.c 保護の実施手段
- 5.d 推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画
- 5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制
- 5.f 財源及び財政的水準
- 5.g 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修
- 5.h 来訪者の施設と基盤施設
- 5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画
- 5.j 人的措置と専門性

5. 資産の保護と保存管理

5.a 所有関係

表 5-1 構成資産の所在地と所有者

資産番号	構成資産の名称		所在地	所有者
1	反正天皇陵古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）
2	仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳	2-1：仁徳天皇陵古墳	大阪府堺市	国（宮内庁）
		2-2：茶山古墳		
		2-3：大安寺山古墳		
3	永山古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）、堺市
4	源右衛門山古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）
5	塚廻古墳		大阪府堺市	堺市
6	収塚古墳		大阪府堺市	堺市
7	孫太夫山古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）、堺市
8	竜佐山古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）、堺市
9	銅亀山古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）
10	菰山塚古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）
11	丸保山古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）、堺市
12	長塚古墳		大阪府堺市	堺市
13	旗塚古墳		大阪府堺市	堺市
14	銭塚古墳		大阪府堺市	大阪府
15	履中天皇陵古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）
16	寺山南山古墳		大阪府堺市	堺市
17	七観音古墳		大阪府堺市	堺市
18	いたすけ古墳		大阪府堺市	堺市
19	善右エ門山古墳		大阪府堺市	民有地（法人）
20	御廟山古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）、民有地（共有地）
21	ニサンザイ古墳		大阪府堺市	国（宮内庁）、堺市

資産番号	構成資産の名称		所在地	所有者
22	津堂城山古墳		大阪府 藤井寺市	国（宮内庁）、大阪府、藤井寺市、 民有地（法人・個人）
23	仲哀天皇陵古墳		大阪府 藤井寺市	国（宮内庁）
24	鉢塚古墳		大阪府 藤井寺市	藤井寺市、民有地（共有地）
25	允恭天皇陵古墳		大阪府 藤井寺市	国（宮内庁）
26	仲姫命陵古墳		大阪府 藤井寺市	国（宮内庁）
27	鍋塚古墳		大阪府 藤井寺市	藤井寺市
28	助太山古墳		大阪府 藤井寺市	藤井寺市
29	中山塚古墳		大阪府 藤井寺市	国（宮内庁）
30	八島塚古墳		大阪府 藤井寺市	国（宮内庁）
31	古室山古墳		大阪府 藤井寺市	藤井寺市、民有地（個人）
32	大鳥塚古墳		大阪府 藤井寺市	藤井寺市
33	応神天皇陵古墳、誉 田丸山古墳及び二ツ 塚古墳	33-1：応神天皇陵古墳	大阪府 羽曳野市	国（宮内庁）、羽曳野市、 民有地（個人）
		33-2：誉田丸山古墳		国（宮内庁）
		33-3：二ツ塚古墳		国（宮内庁）
34	東馬塚古墳		大阪府 羽曳野市	国（宮内庁）
35	栗塚古墳		大阪府 羽曳野市	国（宮内庁）
36	東山古墳		大阪府 藤井寺市	民有地（個人）
37	はざみ山古墳		大阪府 藤井寺市	大阪府、藤井寺市、民有地（共有地）
38	墓山古墳		大阪府 羽曳野市 藤井寺市	国（宮内庁）、羽曳野市、藤井寺市、 民有地（個人）
39	野中古墳		大阪府 藤井寺市	藤井寺市、民有地（個人）
40	向墓山古墳		大阪府 羽曳野市	国（宮内庁）
41	西馬塚古墳		大阪府 羽曳野市	国（宮内庁）
42	浄元寺山古墳		大阪府 藤井寺市	民有地（法人）
43	青山古墳		大阪府藤井 寺市	民有地（個人、共有地）
44	峯ヶ塚古墳		大阪府 羽曳野市	羽曳野市
45	白鳥陵古墳		大阪府 羽曳野市	国（宮内庁）

5.b 保護措置

(i) 法に基づく資産の保護状況

資産の保護の状況は表 5-2、各構成資産の保護措置の別は図 5-1、5-2 に示すとおりである。

表 5-2 構成資産の保護・指定

資産番号	構成資産の名称		法に基づく保護・指定		
1	反正天皇陵古墳		陵墓	皇室典範 ¹	1947 年 1 月 16 日
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日
2	2-1	仁徳天皇陵古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日
	2-2	茶山古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日
	2-3	大安寺山古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日
3	永山古墳		陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日
			史跡	文化財保護法・堺市文化財保護条例	2016 年 4 月 11 日
				市史跡 ² に指定（堺市教育委員会告示第 5 号）	
4	源右衛門山古墳		陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日
5	塚廻古墳		史跡	文化財保護法	1958 年 5 月 14 日① 2014 年 3 月 18 日②
				①史跡に指定（文化財保護委員会告示第 44 号） ②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省 ³ 告示第 34 号）	
6	収塚古墳		史跡	文化財保護法	1958 年 5 月 14 日① 2014 年 3 月 18 日②
				①史跡に指定（文化財保護委員会告示第 44 号） ②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省告示第 34 号）	
7	孫太夫山古墳		陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日
			史跡	文化財保護法・堺市文化財保護条例	2016 年 2 月 6 日
				市史跡に指定（堺市教育委員会告示第 3 号）	

資産 番号	構成資産の名称	法に基づく保護・指定		
8	竜佐山古墳	陵墓	皇室典範	1947年1月16日
			国有財産法	1948年6月30日
		史跡	文化財保護法・堺市文化財保護条例	2016年4月1日
			市史跡に指定（堺市教育委員会告示第5号）	
9	銅亀山古墳	陵墓	皇室典範	1947年1月16日
			国有財産法	1948年6月30日
10	菰山塚古墳	陵墓	皇室典範	1947年1月16日
			国有財産法	1948年6月30日
11	丸保山古墳	陵墓	皇室典範	1947年1月16日
			国有財産法	1948年6月30日
		史跡	文化財保護法	1972年7月25日① 2014年3月18日②
			①史跡に指定（文部省告示第113号） ②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省告示第34号）	
12	長塚古墳	史跡	文化財保護法	1958年5月14日① 2014年3月18日②
			①史跡に指定（文化財保護委員会告示第44号） ②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省告示第34号）	
13	旗塚古墳	史跡	文化財保護法	2014年3月18日
			史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）	
14	銭塚古墳	史跡	文化財保護法	2014年3月18日
			史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）	
15	履中天皇陵古墳	陵墓	皇室典範	1947年1月16日
			国有財産法	1948年6月30日
16	寺山南山古墳	史跡	文化財保護法	2014年3月18日
			史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）	
17	七観音古墳	史跡	文化財保護法	2014年3月18日
			史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）	
18	いたすけ古墳	史跡	文化財保護法	1956年5月15日① 2014年3月18日②
			①史跡に指定（文化財保護委員会告示第20号） ②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省告示第34号）	
19	善右エ門山古墳	史跡	文化財保護法	2014年3月18日
			史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）	
20	御廟山古墳	陵墓	皇室典範	1947年1月16日
			国有財産法	1948年6月30日
		史跡	文化財保護法	時期未定
			史跡指定予定	

資産番号	構成資産の名称	法に基づく保護・指定		
21	ニサンザイ古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日
		史跡	文化財保護法・堺市文化財保護条例	2016 年 4 月 11 日
			市史跡に指定（堺市教育委員会告示第 5 号）	
22	津堂城山古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日
		史跡	文化財保護法	1958 年 1 月 21 日① 1966 年 3 月 14 日② 2001 年 1 月 29 日③ 2015 年 3 月 10 日④
			①史跡に指定（文部省告示第 113 号） ②指定地拡大（文化財保護委員会告示第 12 号） ③史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号） ④指定地拡大（文部科学省告示第 43 号）	
23	仲哀天皇陵古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日
24	鉢塚古墳	史跡	文化財保護法	1979 年 12 月 22 日① 2001 年 1 月 29 日②
			①史跡に指定（文部省告示第 176 号） ②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号）	
25	允恭天皇陵古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日
26	仲姫命陵古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日
27	鍋塚古墳	史跡	文化財保護法	1956 年 9 月 22 日① 2001 年 1 月 29 日②
			①史跡に指定（道明寺古墳群の一部として）（文化財保護委員会告示第 57 号） ②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号）	
28	助太山古墳	史跡	文化財保護法	1956 年 9 月 22 日① 2001 年 1 月 29 日②
			①史跡に指定（道明寺古墳群の一部として）（文化財保護委員会告示第 57 号） ②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号）	
29	中山塚古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日
30	八島塚古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日
31	古室山古墳	史跡	文化財保護法	1956 年 9 月 22 日① 2001 年 1 月 29 日②
			①史跡に指定（道明寺古墳群の一部として）（文化財保護委員会告示第 57 号） ②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号）	

資産番号	構成資産の名称		法に基づく保護・指定			
32	大鳥塚古墳		史跡	文化財保護法	1956 年 9 月 22 日① 2001 年 1 月 29 日②	
				①史跡に指定（道明寺古墳群の一部として）（文化財保護委員会告示第 57 号） ②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号）		
33	33-1	応神天皇陵古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日	
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日	
			史跡	文化財保護法	1978 年 10 月 30 日① 1985 年 1 月 31 日② 1989 年 1 月 24 日③ 1992 年 12 月 28 日④ 1994 年 3 月 23 日⑤ 1995 年 2 月 20 日⑥ 2001 年 1 月 29 日⑦ 2003 年 8 月 27 日⑧ 2011 年 2 月 7 日⑨	
				①史跡に指定（文部省告示第 191 号） ②指定地拡大（文部省告示第 14 号） ③指定地拡大（文部省告示第 11 号） ④指定地拡大（文部省告示第 119 号） ⑤指定地拡大（文部省告示第 32 号） ⑥指定地拡大（文部省告示第 17 号） ⑦史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号） ⑧指定地拡大（文部科学省告示第 141 号） ⑨指定地拡大（文部科学省告示第 17 号）		
	33-2	誉田丸山古墳		陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法		1948 年 6 月 30 日	
	33-3	二ツ塚古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日	
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日	
	34	東馬塚古墳		陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法		1948 年 6 月 30 日	
35	栗塚古墳		陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日	
		国有財産法		1948 年 6 月 30 日		
36	東山古墳		史跡	文化財保護法	2014 年 10 月 6 日	
				史跡に指定（古市古墳群の一部として）（文部科学省告示第 140 号）		
37	はざみ山古墳		史跡	文化財保護法	1996 年 3 月 29 日① 2001 年 1 月 29 日②	
				①史跡に指定（文部省告示第 55 号） ②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号）		
38	墓山古墳		陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日	
				国有財産法	1948 年 6 月 30 日	
			史跡	文化財保護法	1975 年 2 月 22 日① 2001 年 1 月 29 日② 2014 年 10 月 6 日③ 2017 年 2 月 9 日④	
				①史跡に指定（文部省告示第 18 号） ②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号） ③指定地拡大（文部科学省告示第 140 号） ④指定地拡大（文部科学省告示第 13 号）		

資産番号	構成資産の名称	法に基づく保護・指定		
39	野中古墳	史跡	文化財保護法	1995 年 2 月 21 日① 2001 年 1 月 29 日②
			①史跡に指定（墓山古墳の附属として）（文部省告示第 18 号） ②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号）	
40	向墓山古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日
41	西馬塚古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日
42	浄元寺山古墳	史跡	文化財保護法	2016 年 10 月 3 日
			史跡に指定（文部科学省告示第 144 号）	
43	青山古墳	史跡	文化財保護法	2001 年 1 月 29 日
			史跡に指定（古市古墳群の一部として）（文部科学省告示第 13 号）	
44	峯ヶ塚古墳	史跡	文化財保護法	1974 年 4 月 12 日① 2001 年 1 月 29 日②
			①史跡に指定（文部省告示第 48 号） ②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第 13 号）	
45	白鳥陵古墳	陵墓	皇室典範	1947 年 1 月 16 日
			国有財産法	1948 年 6 月 30 日

- 1 陵墓は皇室典範により「陵」及び「墓」と規定されるとともに、それぞれ「陵籍」及び「墓籍」に登録され、国によって管理されている。
- 2 一部の構成資産にみられる市指定史跡は、文化財保護法に基づき設置された文化財保護条例により、堺市が指定を行ったものである。墳丘部分のみが陵墓として管理され、その周囲について国による法的保護措置がなされていない古墳の周濠を対象として市条例に基づく地方指定を行い、構成資産としての保護を図っている。
- 3 推薦書正式版（英語）では文部科学省を略称（MEXT）により表記している。



図5-1 指定種別図（百舌鳥エリア）

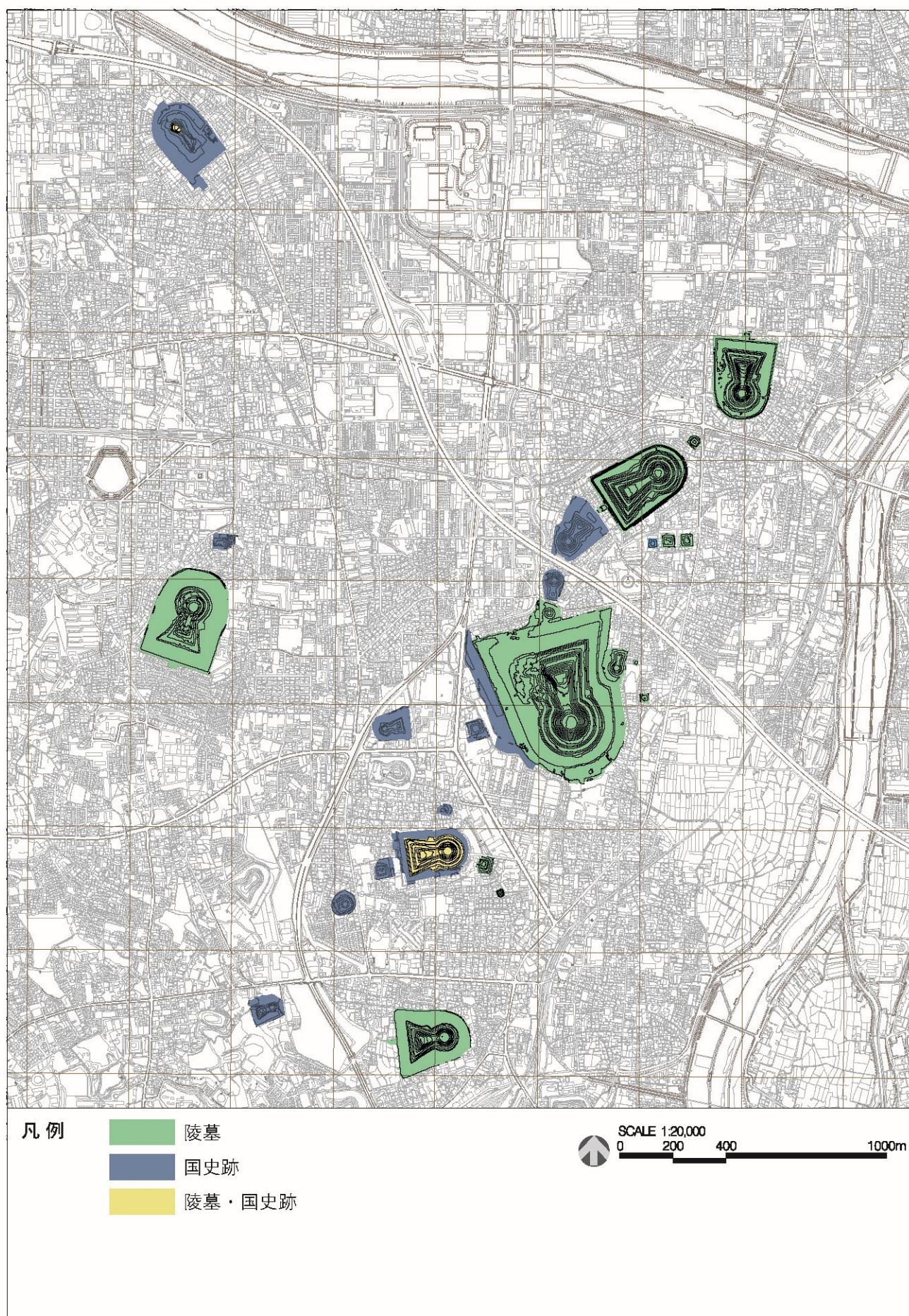


図 5-2 指定種別図 (古市エリア)

(ii) 緩衝地帯の設定と保全の方針

古墳は外からの見え方を意識して作られており、古墳の顕著な大きさや様々な墳形を実感できる景観を維持し、形成していくことが重要である。また、百舌鳥・古市古墳群が立地する地域は、一部に商業地を含む住宅地が広がる、市街化が進んだ都市生活の場である。

このような場所に分布する資産の顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐためには、この地域に住む人々が資産の顕著な普遍的価値を理解し、その協力のもとに古墳とその周辺の市街地とが調和したまちなみ景観の形成を図っていく必要がある。

そのため、以下を保全の基本的な考え方とし、構成資産の周辺に緩衝地帯を設定する。

- 1) 多様な規模と形の古墳と調和した景観形成を図る
- 2) 巨大古墳周辺の眺望景観を保全する

これらの基本的な考え方に基づき、古墳の静寂さや雄大さを感じられる景観を維持・形成する。

緩衝地帯の範囲は、構成資産である古墳群が丘陵・台地の上という場所を選んで築造されたと考えられることを念頭に、丘陵・台地等の自然地形、推定される築造当時の地形変換ラインや河川及びそれらに規定されて形成されてきた街区などに基づき設定する。

境界線には法律・条例等に基づく境界、道路、鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態を用いる。(詳細は[付属資料 2.b](#)「緩衝地帯設定の根拠を示す地図」参照)

さらに、市街化の圧力が懸念される資産の立地を踏まえ、構成資産の近傍にはより厳重な規制をかけて重点的に景観の保全を図ることとし、緩衝地帯内に「重点ゾーン(資産近傍)」を設定する。これら2ゾーン、つまり重点ゾーンとそれ以外の緩衝地帯における保全の実施手段の相違については後に詳述する。

5.c 保護の実施手段

(i) 資産保護の実施手段

構成資産については、その価値を構成する要素を含む範囲を天皇及び皇族の墓所である陵墓及び／または文化財保護法上の史跡として指定し、それぞれの社会的位置づけやこれまでの保存の経緯などもふまえて、万全の保護措置を講じている。

陵墓は、皇室典範により「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る及びその他の皇族を葬る所」と定められたものであり、その管理は伝統的に国が直接行ってきた（表 5-3）¹。皇室による祭祀が現に行われている場であり、広く皇室及び国民の追慕の対象であるというその性格に鑑み、今後も静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行うことから、開発が行われる余地はない。

1. 陵墓の管理を国家が所管することは「養老令」（718 年制定）において諸陵司を設置したことが確実であるとされる。

史跡は、歴史上又は学術上価値の高い遺跡として文化財保護法に基づき国が指定を行った文化財である（表 5-3 参照）。その管理は同法に基づき、資産の保存管理を行う大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市（以下「各自治体」ともいう。）や民間所有者が行っており、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為は厳重に規制されている。所有者等が現状変更を行う場合には、事前に文化庁長官の許可を得る必要があり、許可が行われる場合も条件に従わない場合は、文化庁長官により行為の停止命令、あるいは許可の取り消しができる²（図 5-3 参照）。

2. 市指定史跡の資産範囲において現状変更等を行う場合には、市文化財保護条例により市教育委員会の許可が必要であることが定められており、確実な保護が図られている。許可条件に従わない場合は、行為の停止あるいは許可の取り消しを行うことができる。

このような現状変更の取扱い方針等の詳細は、「国史跡古市古墳群保存管理計画」及び「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」に定められており（付属資料 1.b「各構成資産に適用される資産管理方針」参照）、現状変更は、資産の保存や活用を目的とする整備など、必然性を有する事業の場合に限り、かつ必要最低限の範囲において認められることとなる。

さらに、保存や活用を目的とした整備事業等においても、資産の顕著な普遍的価値及び価値を伝達する属性に対し、特に大きな影響を及ぼす可能性のある事業については、事前に遺産影響評価（HIA：Heritage

Impact Assessment) を実施することとする。通常、このような事業は、文化財保護担当課が各整備委員会等における有識者の意見を踏まえて立案するものであることから、それらの計画策定過程の一部として影響評価を位置づけ、確実に遂行していく。評価においては、計画を示した図書に基づき、資産の顕著な普遍的価値及びその他の価値を伝える属性に対する当該事業による負の影響の有無を検討する。評価は、各エリアの整備委員会あるいは、「百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会」に設置予定の学術委員会の委員といった専門家により実施される。

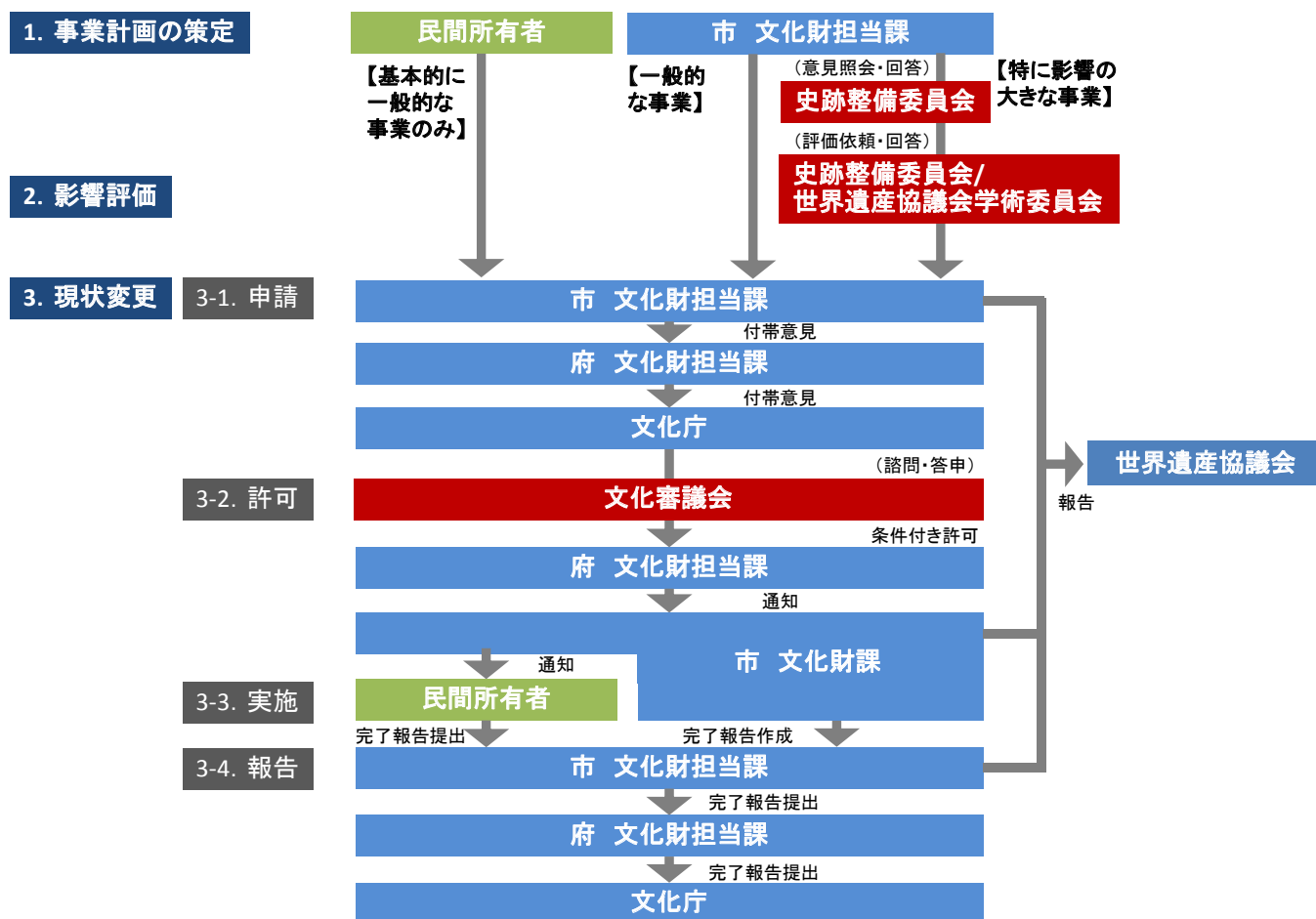


図 5-3 史跡の現状変更手続きにおける遺産影響評価の実施

凡 例

1 事業計画の策定

・一般的な事業 事業計画者（民間所有者及び各市において史跡を所管する文化財担当課等*）が、資産の価値を十分にふまえて、各自治体等と協議を行ったうえで、計画策定及び現状変更許可申請書作成を行う。

* 陵墓において史跡としての指定がなされている範囲については、宮内庁が事業計画を策定し、文化庁に対し、現状変更についての協議を行ったうえで事業を実施する。

・特に影響の大きな事業 関係市の文化財担当課が素案を作り、史跡整備委員会の有識者の意見を踏まえ、計画策定を進める。

2 影響評価

特に影響の大きな事業について、計画策定過程の一環として、史跡整備委員会／世界遺産協議会学術委員会の有識者による評価を実施し、資産の顕著な普遍的価値及び価値を伝達する属性に対する影響の有無及び改善策等を検討する。事業計画者は、この結果にしたがって、事業計画の成案化及びそれに基づく現状変更許可申請書の作成を行う。

3 現状変更

3-1 申請：事業計画者が、市の文化財担当課を窓口として、現状変更許可申請書を提出。

3-2 許可：市・府の文化財担当課の意見を副えて文化庁に進達。文化庁は有識者等からなる文化審議会に当該事業の許可に関して諮問。これに対する答申に基づき、条件を付した回答が、文化庁から府・市を通じて事業者へ通知される。

3-3 実施：通知された条件が確実に遵守されるよう、文化財担当課が立会等を行ったうえで事業を実施。

3-4 報告：事業実施にかかる報告（完了報告）を、市・府を通じて文化庁に提出する。

※現状変更の各段階（申請・許可・完了報告）において、市文化財担当課から世界遺産協議会へ情報提供を行う。

（ii）緩衝地帯保全の実施手段

緩衝地帯保全に向けた取り組み

緩衝地帯では、資産と周辺の市街地とが調和した街並みの景観の形成を図るため、前述の「緩衝地帯設定と保全の方針」（262 頁、図 5-4、5-5 参照）に基づき、次の通り取り組む。

図 5-4、5-5 に、保存管理の基本的な考え方と緩衝地帯保全の考え方を示す。

1）緩衝地帯（重点ゾーン）

- ・ 巨大古墳の巨大さを感じられるよう、周囲の建築物を低層に抑制するための制限を維持する
- ・ 多様な古墳の静寂さや雄大さを感じられるよう、周囲の建築物や付属建築物についても、落ち着いた色彩や目立たない外観となるよう形態・意匠の制限を図る。
- ・ 周辺の建築物については、原則屋外広告物の掲出は禁止とし、落ち着いた景観保全を図る。

2）緩衝地帯（重点ゾーンを除く範囲）

- ・ 濠越しに巨大古墳を眺望する際の景観を保全するため、墳丘背

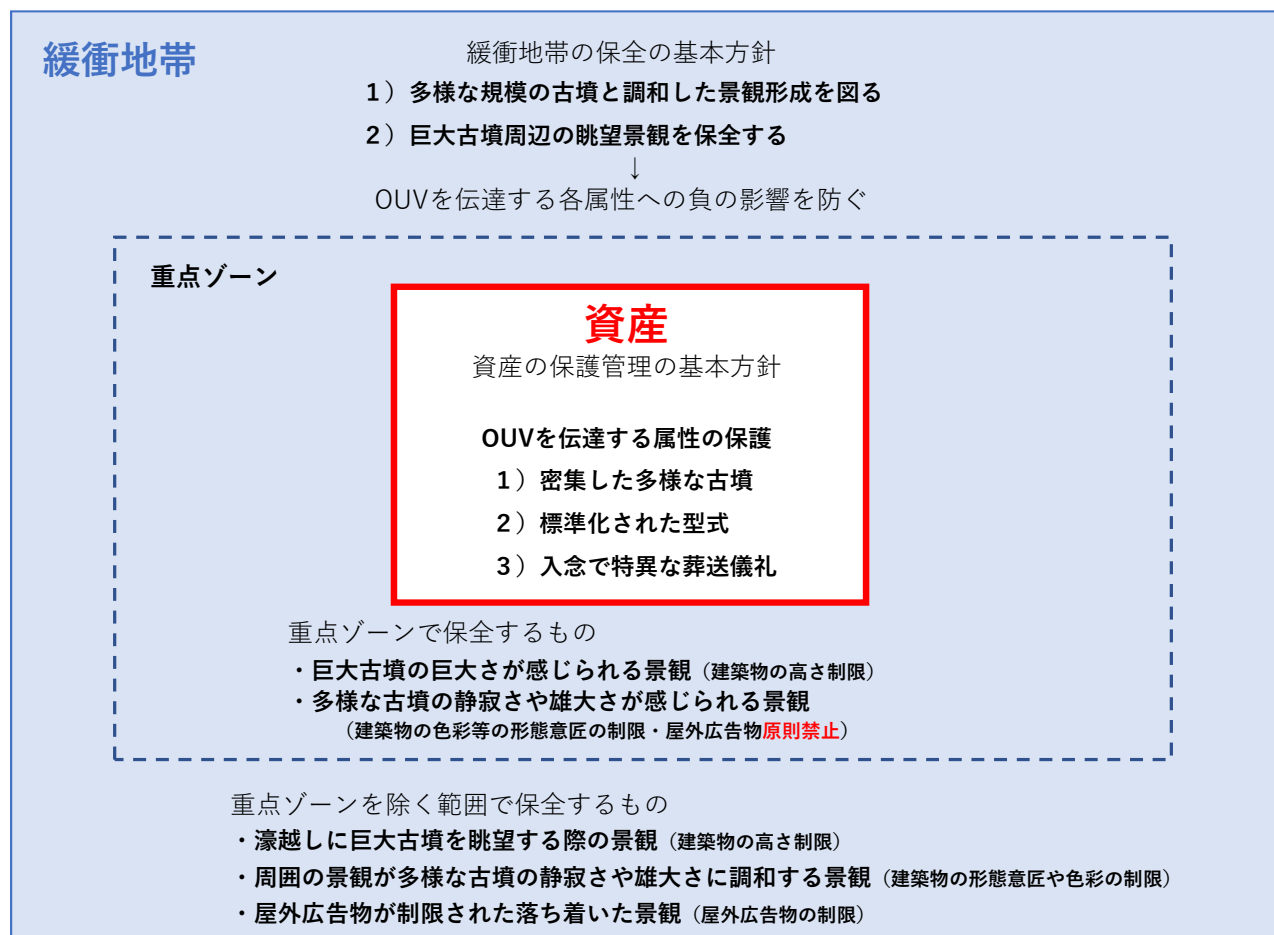
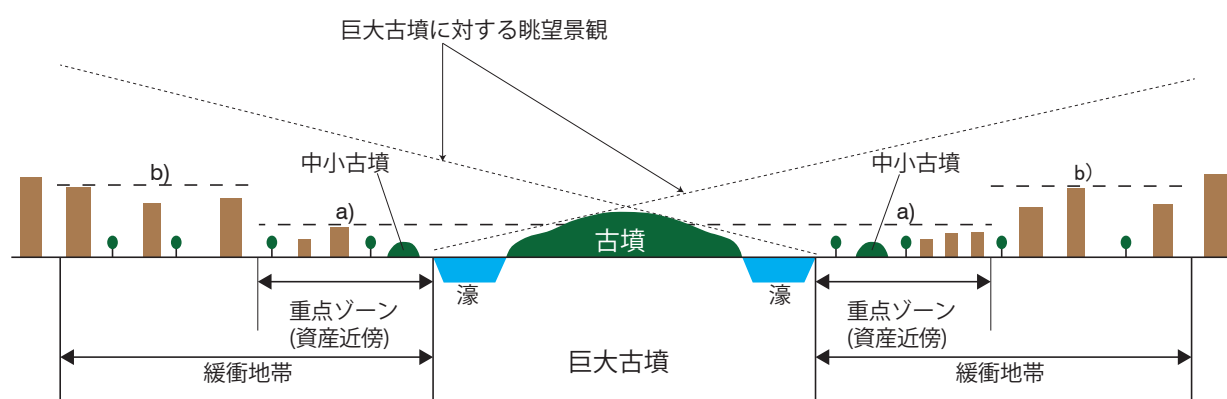


図 5-4 保存管理の基本的な考え方



- a) 重点ゾーンの建築物の高さ制限：巨大古墳の巨大さが感じられる景観を保全
- b) 重点ゾーンを除く範囲の建築物の高さ制限：濠越しに巨大古墳を眺望する際の景観を保全

図 5-5 緩衝地帯保全の考え方

後に建築物を視認することがないように、突出した高さの建築物を抑制する（付属資料 2.b「緩衝地帯設定の根拠を示す地図」参照）。

- ・ 周囲の景観が多様な古墳の静寂さや雄大さに調和するよう、周辺の建築物や付属建築物についても、落ち着いた色彩や目立たない外観となるよう形態・意匠の制限を図る。
- ・ 住宅や店舗等の土地利用に応じた必要最小限の屋外広告物の掲出し、落ち着いた景観保全を図る。

各自治体は、上記の取組を実行するため、緩衝地帯範囲内において法令による制限を設けている。緩衝地帯の開発等を規制・誘導する主たる法律は、景観法、都市計画法、屋外広告物法である。これらの法律及びそれに基づき各自治体が定める条例等の規定によって、「建築物の高さ」「建築物の色彩等の形態意匠」「屋外広告物の設置等」が規制されている（図 5-6、5-7、表 5-3、5-4、5-5、付属資料 6.c「緩衝地帯規制のための法的根拠とその条項」参照）。緩衝地帯の保全に寄与する制度として、その他に都市公園³と周知の埋蔵文化財包蔵地⁴がある。

建築等の行為を行う場合、事前に許可・認定を得ることが義務付けられており、事業者が申請段階において、申請内容が制限等に適合するかを、行政機関が適切に審査するとともに、必要な指導・助言することで古墳周辺の良好な環境が保全される。

建築物の高さについて、建築基準法による建築確認時に都市計画区域に応じた高さ制限に適合しているか各市の所管部局により審査が行われる。

風致地区（百舌鳥エリア）内については、風致地区条例に基づく許可申請及び建築確認申請において高さ制限に適合しているか堺市の所管部局により審査が行われる。

景観地区内で建築物の建築等を行う場合は、景観法に基づく認定申請において、立面図にマンセル記号による色彩を記載し、外観の色彩を定量的に確認するほか、設計図以外に周辺状況を含む着色した建築物の完成予想図を提出することを必要とし、資産と調和のとれた良好な景観形成の観点から、形態意匠制限（まちなみとの調和・外壁の色彩等）への

3. 都市公園は、都市における緑やオープンスペースを確保し、風致景観の向上を図るため都市公園法に基づき設置するものであり、大仙公園及び峰塚公園が該当する。都市公園の敷地は、法に基づいて公園以外の用途に供することはできないため、開発等の余地が排除されるとともに資産と周辺環境の良好な景観形成にも役立っている。

4. 周知の埋蔵文化財包蔵地とは、埋蔵文化財（考古学的遺跡）の存在が知られている土地のことであり、文化財保護法にその保護・管理に関する手続き（開発事業を行う場合の届出等）の定めがある。周知の埋蔵文化財包蔵地は、全国で約46万カ所と把握されており、宮内庁が陵墓として管理する古墳の範囲も含まれている。資産周辺には、資産の顕著な普遍的価値の理解を深めることに貢献する情報や価値を持つ埋蔵文化財が残されており、関係地方公共団体は、文化財保護法に基づきそれらの保全に努めている。それらの保護・管理を確実に行うため、全国の地方公共団体等に5,800人以上の埋蔵文化財専門職員配置されており、発掘調査は研究目的ではなく、保全を目的とした行政措置として実施されることが多い。

適合審査を、景観に関する専門家のアドバイスに基づいて各市の所管部局が行う。

屋外広告物の設置等 については、屋外広告物法に基づく条例による許可基準（表示面積・掲出高さ等）に基づき各市の所管部局により審査が行われる。

上記の各審査においては、適合すれば認定証等が交付され、適合しないと判断された場合は、必要な修正等を経て再度認定の手続きが行われることになる。（各法令による手続きの流れは図 5-8 参照）

緩衝地帯における開発事業による影響の評価

なお、緩衝地帯における開発事業による資産に対する影響については、景観法に基づく景観協議による審査、並びに大規模事業を対象とした遺産影響評価によって判断する。

景観地区内での建築物の新築、増築又は移転等を行う際には、景観地区認定申請が必要となり、その協議の中で外観等の概要を示した図書を確認し、専門家（景観アドバイザー等）の意見も踏まえながら、資産との調和という観点から審査を実施する。

また、各関係市の開発指導要綱に基づく事前協議等で把握した事業のうち、資産の価値に対し、大きな影響が生じる可能性があるもの（大規模事業）については、事業の基本設計、実施設計等に先立ち、事業概要を示した図書に基づき、資産の顕著な普遍的価値を伝達する属性の保護という観点から、緩衝地帯にふさわしい内容となっているか評価を行う。今後設置予定の「百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会」（287 頁参照）もまた事業実施を認めるべきか否かという評価に寄与する。

以上の通り、一般建築物と大規模事業への二段構えの対応により、遺産影響評価は適切に実施される。

表 5-3 関係法令の内容についての概略

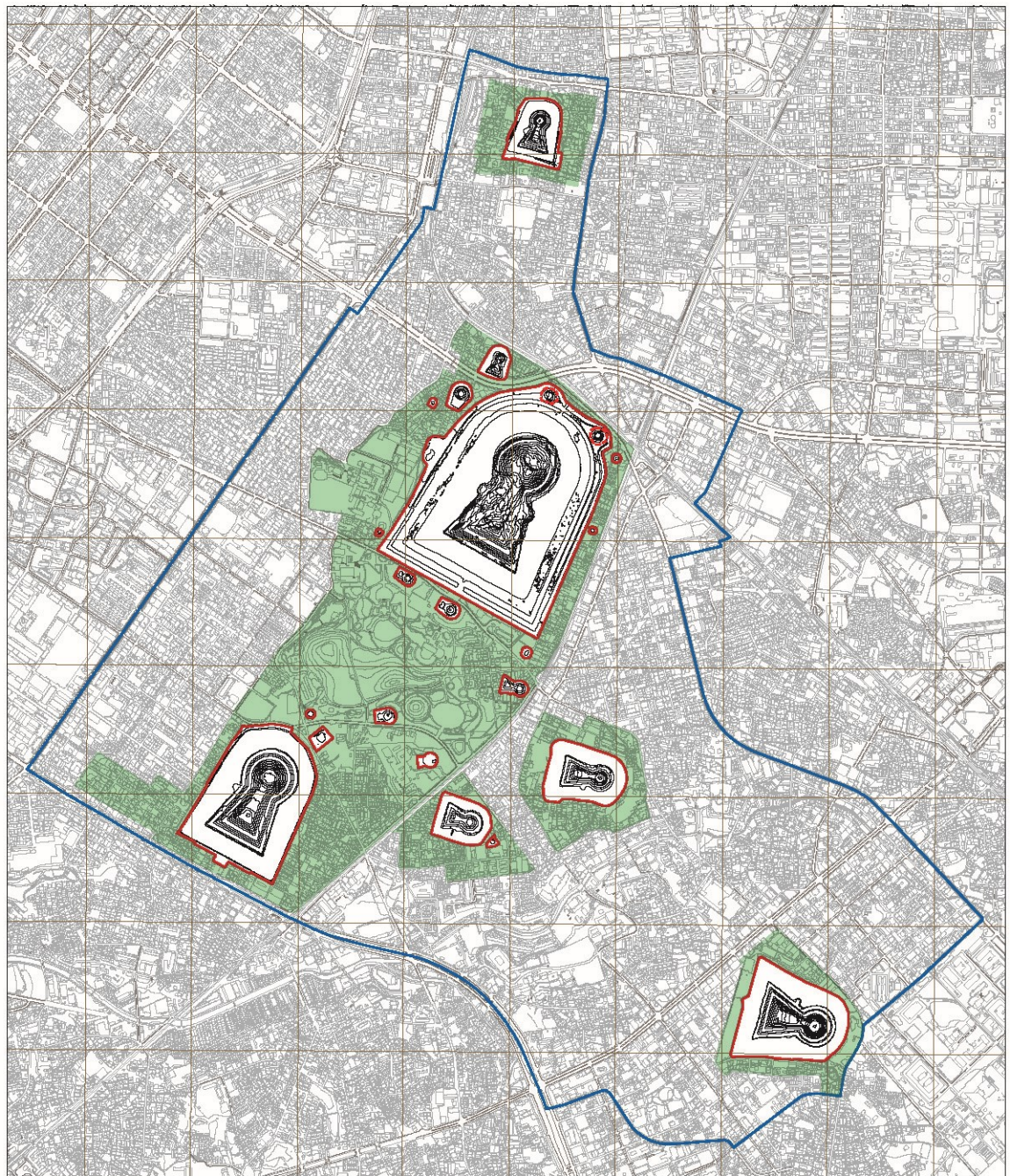
法令・制度等名称	目 的	概 要
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	史跡に指定された範囲は、所有者あるいは管理団体に指定されている地方公共団体による確実な保存管理が規定されている。 周知の埋蔵文化財包蔵地、新たな遺跡の発見についても、遺構保護の指示、必要な調査の実施等適切な保存管理が規定されている。
皇室典範	皇室制度の基本を定めることを目的とする。	皇位継承、皇族、皇室会議等に関して規定するほか、天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録することとされている。
国有財産法	国有財産の取得、維持、保存及び運用並びに処分について定めている。	国有財産は、行政財産（公用財産、公共用財産、皇室用財産、森林経済用財産）と普通財産に分類する。行財財産のうち、皇室用財産は、国において皇室の用に供し、又は供するものとする。また、各省各庁は、その所管に属する行政財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理を行わなければならない。
宮内庁法	宮内庁の所掌事務や所掌事務を遂行するために必要な部を設置する際の規定について定めている。	宮内庁は皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。 その所掌事務には陵墓に関すること、皇室用財産を管理することが含まれている。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られることを目的とする。	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、同法に基づく区域区分等を定めている。 これらにより、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られ、居住環境の保全及び地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導している。
建築基準法	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。	個々の建築物の構造基準と、都市計画法に基づく都市計画区域内の建物用途・建ぺい率・容積率・建物の高さなどを規制する基準などを定め、また、これらの基準の遵守を確保するため、建築主事（資格者）が建築計画の法令適合性を事前に確認する仕組み（建築確認）や違反建築物等を取り締まるための制度などを規定している。
景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	都市・農村部における良好な景観を国民共通の資産と認め、その整備と保全を図るための基準を定めている。 この法律を基に府市の景観計画や景観条例を制定し、法施行に必要な事項を定める。
屋外広告物法	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。	屋外広告物の大きさ、高さ等の制限を定めている。良好な景観または風致を維持するために必要があると認める時は、広告物の表示または掲出物件の設置を禁止する、もしくは必要な制限をすることができる。 この法律を基に各自治体では条例を制定し、制限に必要な事項を定める。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。	都市公園の定義や、設置及び管理に係る事項について定めている。 関係市は管理に関する基準等を定めて風致の向上を図り、資産を取り囲む環境の醸成を図る。

法令・制度等名称	目 的	概 要
景観法に基づく堺市景観条例・景観計画	良好な景観形成について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、総合的に推進するための基本的施策を定めるとともに、景観法等の施行について必要な事項を定めることにより、先人の英知と情熱によって築きあげられてきた堺のまちを、美しく個性的で魅力にあふれるまちとして、まもり、そだて、つくり、もって調和と風格のある堺らしい景観の実現に資することを目的とする。	市域全域を景観計画区域とし、行為の制限と届出対象規模を定めている。届出対象規模は大規模建築物等としている。 また、百舌鳥古墳群周辺地域を重点景観形成地域に位置付け、景観地区等の景観法や都市計画法に基づく手法を活用することとしている。
景観法に基づく羽曳野市景観条例・景観計画	【景観条例】 現在及び将来にわたり市民共通の資産としての景観形成を図り、もって快適な暮らしの環境の創造と市民文化の向上に資することを目的とする。 【景観計画】 「羽曳野市特有の景観資源を活かした良好な景観の形成」と「百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組のさらなる推進」を図ることを目的とする。	【景観条例】 景観形成に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者及び専門家の責務を明らかにするとともに、本市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行について必要な事項を定めている。 【景観計画】 羽曳野市の景観の特徴と課題の整理を踏まえて、羽曳野市において景観形成の取組を進めていくための目標像と基本方針を定めたうえ、景観形成を実際に進めていくための方法や体制、具体的な施策展開の方向性を定めるとともに、景観計画区域及び景観形成推進区域の設定や、それらの区域における行為の制限に関する事項、その他景観法の施行にあたって必要な事項を定めている。
景観法に基づく藤井寺市景観条例・景観計画	【景観条例】 世界的に文化的価値の高い古市古墳群に代表される歴史文化の薫る藤井寺市らしい個性とうるおいのある良好な景観の形成に資することを目的とする。 【景観計画】 「景観形成の基本理念、基本方針」に基づき、景観上重要な区域を定めるとともに、今後、古市古墳群が世界文化遺産に登録されるよう、文化性の高い住宅都市にふさわしい良好な景観づくりを市民、事業者等及び行政が協働で進めていくことを目的とする。	【景観条例】 良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を定める。 【景観計画】 本市の景観特性を活かしながら、魅力と個性ある景観づくりを進めるとともに、身近なまちなみ景観を守り育て、次世代へと継承していくため、景観計画区域及び景観形成促進区域を指定し、良好な景観の形成に関する事項を定める。
屋外広告物法及び法に基づく大阪府屋外広告物条例	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物を対象に、禁止物件・禁止区域・許可区域・表示方法の制限等を定め屋外広告物の掲出を規制。 規制対象物件には商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれ表示方法の制限が適用される区域では非自家用広告物など一定の種類の広告物の掲出禁止、ならびに許可が必要な区域における物件規模等を規定している。許可が必要な区域内では一定の規模以上等物件の属性に応じ許可制度を用い、条例適用区域内での上記基準の遵守を図っている。

法令・制度等名称	目 的	概 要
屋外広告物法に基づく堺市 屋外広告物条例	屋外広告物の表示及び広告物を掲出する 物件の設置並びにこれらの維持等につ いて必要な事項を定めることにより、良好 な景観を形成し、及び風致を維持し、並 びに公衆に対する危害を防止することを 目的とする。	市域全域において、一定規模以上の屋外広告物 の掲出にあたり、許可基準による規制を実施し ている。また、地域に応じて禁止区域を指定し、 適用除外広告物を除く屋外広告物の掲出の禁止 や非自家用広告物の掲出を規制しているほか、 用途地域や屋外広告物の種類等に応じた許可基 準を定めている。
堺市開発行為等の手続に関 する条例	地域特性を活かした秩序ある開発による 市街地の健全な発展の推進及び市民の福 祉の増進に寄与することを目的とする。	市域全体を対象とし、開発行為等により必要と なる公共公益施設等の設置に関する協議等につ いて定めている。
羽曳野市開発指導要綱	羽曳野市の良好な都市環境の形成と秩序 ある都市機能の整備を促進するため、開 発行為、建築行為等を行おうとする者に 対し、一定の基準をもって指導すること により、良好な生活環境の形成を図るこ とを目的とする。	事業者等の責務、公共施設及び公益施設の整備 及び負担、土地利用計画等について定めている。
藤井寺市開発指導要綱	藤井寺市総合計画の理念に基づき、良好 な都市環境の形成及び秩序あるまちづく りの推進を強力に図り、もって本市の安 全で質の高い生活環境づくりと市民の福 祉に寄与することを目的とする。	開発行為等の基本計画については、適正内容と なっていることを開発者へ要求し、協議手続等 によりこれを市が事前に把握し、及び開発者へ 意見する旨、定めている。

表 5-4 資産及び緩衝地帯における各種法令による規制整理表

適用範囲	資 産		緩衝地帯		
	史跡	陵墓			
根拠法令	文化財保護法	皇室典範 国有財産法	都市計画法 建築基準法 堺市風致地区内における 建築等の規制に関する条例	都市計画法 景観法 景観条例	屋外広告物法 屋外広告物条例
制度名			高度地区 風致地区 用途地域	景観計画 景観地区	屋外広告物の制限
規制項目	文化財の保護を図るため、諸行為について規制	管理は陵墓の性格を踏まえ、静安と尊厳の保持が最も重要という観点から、基本的に立ち入りを禁止	建築物の高さ制限	建築物の色彩等形態意匠の制限	屋外広告物の大きさ、高さ等の制限
建築行為等への制限	建築物の新築・改築・工作物の設置撤去、土地の形状変更、木材伐採等については許可が必要となる。	天皇及び皇族の墓所として皇室によって現に祭祀が行われており、祭祀に関わる拝所等の施設、及び静安と尊厳を維持するための管理用施設以外の建築物を新築することはない。	建築物の最高高さを 31m 以下に制限（一部 45 m）	小規模を除く建築物について、規模に応じて色彩等の形態意匠を制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等を制限
			重点ゾーン（資産近傍）		
			建築物の最高高さを 10 m または 15 m 以下に制限	すべての建築物について、規模に応じて色彩等形態意匠の制限を制限	原則掲出禁止
手続き	許可制	－	建築基準法による確認	景観地区による認定制	屋外広告物条例に基づく許可制



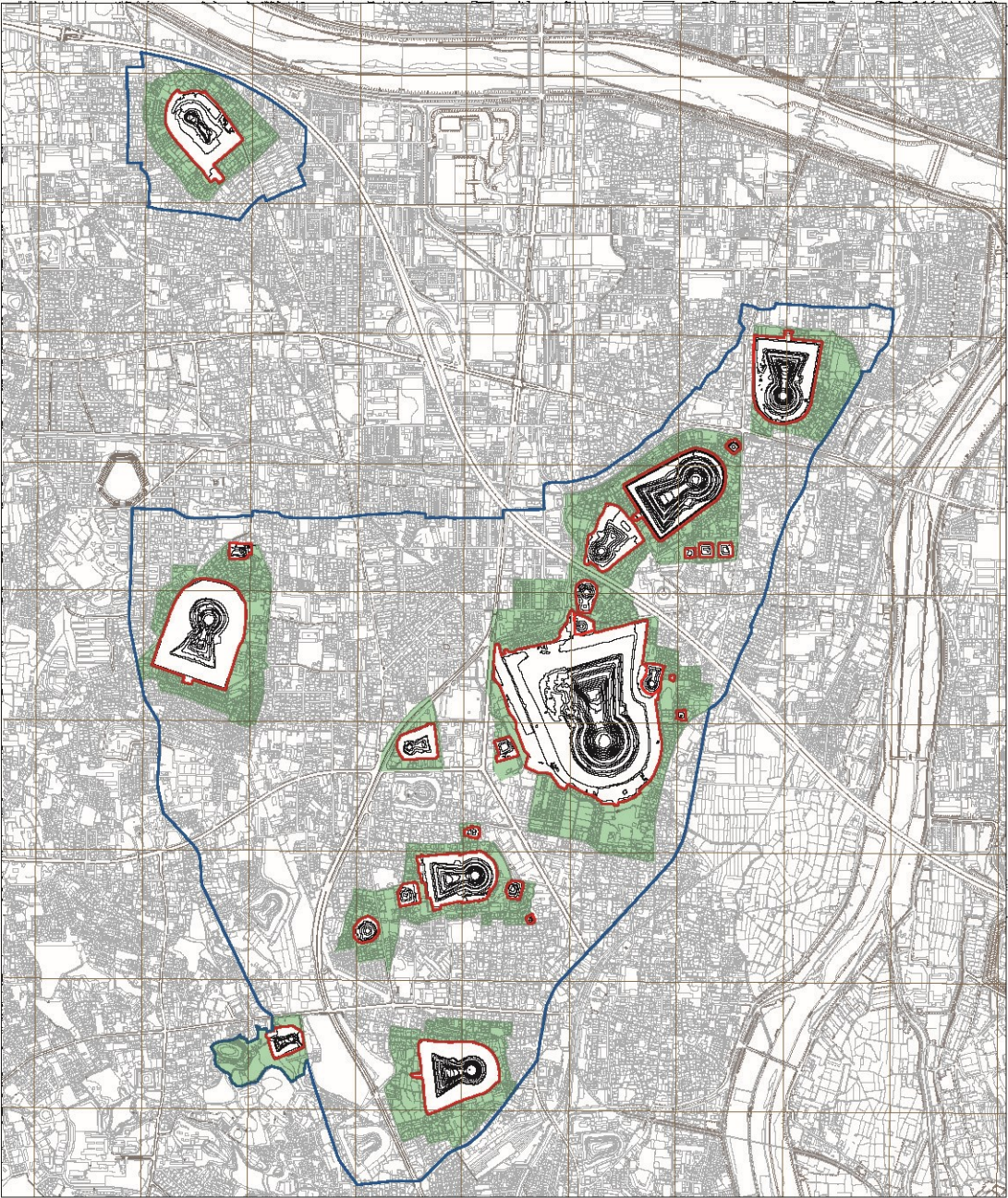
凡 例

- 構成資産
- 緩衝地帯
- 重点ゾーン

SCALE 1:25,000
0 200 400 1,000m

制限内容	緩衝地帯	
	重点ゾーン（資産近傍）	
建築物の高さ制限	31 m以下に制限（一部 45 m）	10 mまたは 15 m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

図 5-6 緩衝地帯における法的規制図（百舌鳥エリア）



凡 例

- 構成資産
- 緩衝地帯
- 重点ゾーン

SCALE 1:25,000

0 200 400 1,000m

制限内容	緩衝地帯	
		重点ゾーン（資産近傍）
建築物の高さ制限	31 m以下に制限	10 mまたは 15 m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

図 5-7 緩衝地帯における法的規制図（古市エリア）

表 5-5 緩衝地帯における規制方針

建造物の高さ

対象区域	緩衝地帯	
	重点ゾーン（資産近傍）	
手法	都市計画法・建築基準法に基づき、制限高さを設ける。 （既存の制限は風致地区及び用途地域による、新たな制限は高度地区による） （建築基準法による確認制） 既存不適格となる建築物の建替えについては、不適格部分を増加させない等の一定の条件のもと、最初の一回に限り可能とする。	
制限内容	住居系用途地域・近隣商業地域：31m 以下 （第一種低層住居専用地域は 10 m 以下） 商業地域：45 m 以下	10m 以下 （第一種低層住居専用地域以外の風致地区は 15m 以下）

建築物の形態意匠

対象区域	緩衝地帯	
	重点ゾーン（資産近傍）	
手法	都市計画法・景観法に基づき、形態意匠の制限を設ける （景観地区による） （認定制）	
制限対象規模	大規模建築物 （高さ 15m 超）	制限対象
	中規模建築物 （高さ 10m 超）	制限対象
	小規模建築物 （高さ 10m 以下）	制限対象
制限内容	色彩は数値による明確な基準を設ける 色彩以外についても定性的基準を設ける	

屋外広告物

対象区域	緩衝地帯		
	住居系用途地域	商業系用途地域	重点ゾーン （資産近傍）
手法	屋外広告物法に基づき、大きさや高さの制限を設ける（条例による） （許可制） 既存不適格となる屋外広告物は、改正条例等の施行（平成 28 年 1 月）後、基本的に定められた経過措置期間内（概ね 3～6 年）に基準の適合を図っていくこととなるが、改修、移転又は除却が容易でない屋外広告物も多く存在するため、その指導に当たっては現実的な視野を持って順次適正化を図っていくこととする。		
掲出の可否	自家用広告物以外は掲出禁止（適用除外広告物除く） 自家用広告物は下記のとおり		原則掲出禁止 （適用除外広告物除く）
屋上広告物		禁止	
壁面 広告物	表示面積	1 敷地あたりの表示面積の合計 10 m ² 以内かつ、取付面積の 1/3 以内	禁止
	掲出高さ	地上から最上端までの距離は 6 m 以内	
自立 広告塔 他	表示面積	1 表示面につき 5 m ² 以内かつ、総面積 10 m ² 以内	
	設置高さ	地上から最上端までの距離は 6 m 以内	
	提出個数	1 敷地につき 2 個以内（自立広告塔）	

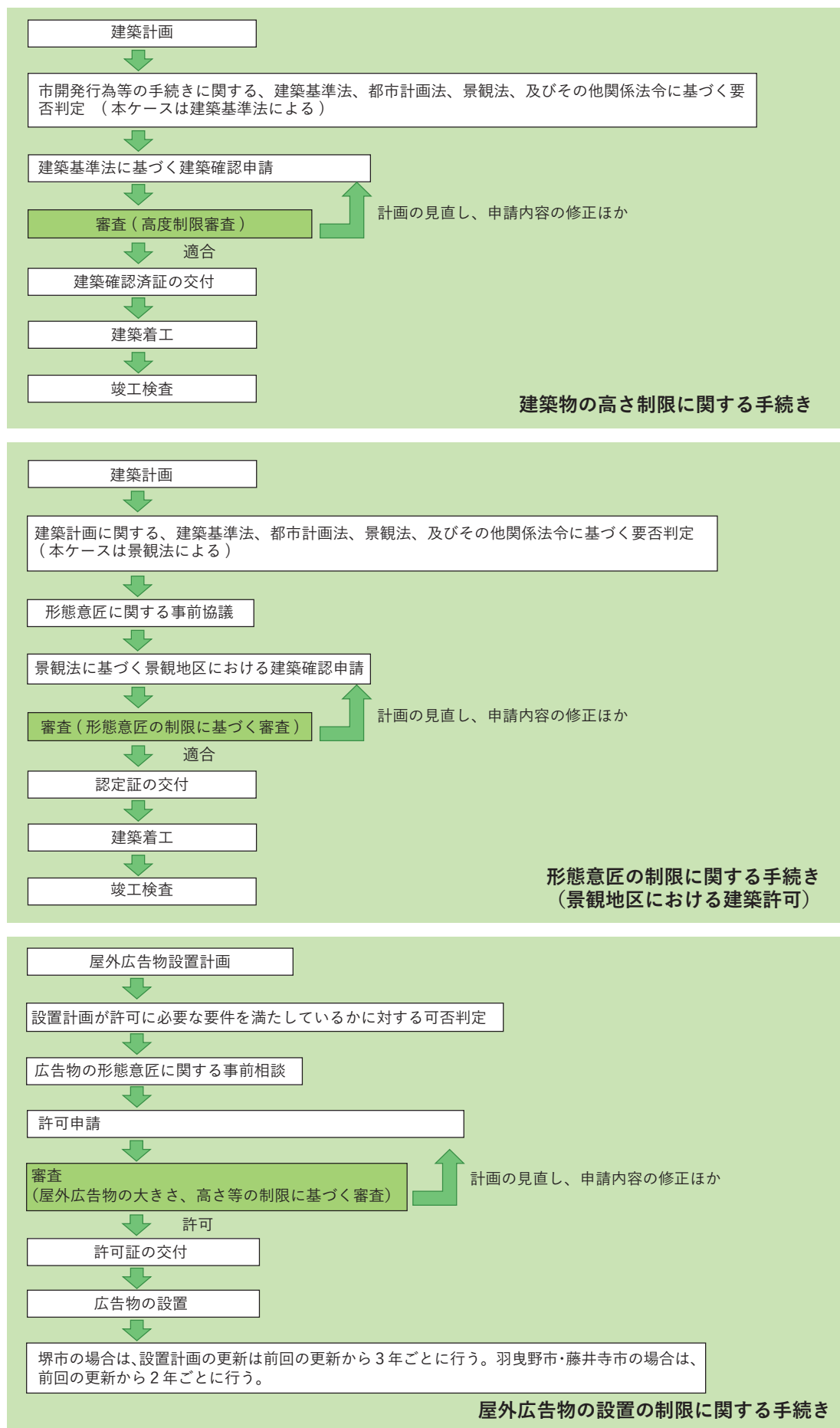


図 5-8 緩衝地帯内における許認可等フロー例

5.d 推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画

(i) 総合計画

計画名称	将来ビジョン・大阪
策定年等	2008 年 12 月策定
策定主体	大阪府
資産に関する事項 (概要)	大阪の個性的なまちなみや商店街、豊かな自然、歴史、文化、芸術、食等豊かな地域資源が府民に愛され、大阪の誇るべき資産として発信されるなど、住民主体でにぎわいづくりがすすむ「ミュージアム都市大阪」の実現をめざしている。

計画名称	堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」
策定年等	2011 年 3 月策定
策定主体	堺市
資産に関する事項 (概要)	計画期間は 2011 年 4 月から 2021 年 3 月までの 10 年間である。 3つの重点プロジェクトに「②歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！ー誇りの持てるまち実現プロジェクトー」が位置づけられている。歴史文化資源を「誇り」に感じるまちを実現していくため、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進する一環として、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産への登録に向けた取組や歴史文化資源の保存・活用に向けた取組を進めることとしている。

計画名称	第 6 次羽曳野市総合基本計画
策定年等	2016 年 3 月策定
策定主体	羽曳野市
資産に関する事項 (概要)	計画期間は 2016 年 4 月から 2026 年 3 月までの 10 年間である。 7つの施策目標のうち、「⑥歴史・文化が息づき心身ともに躍動するまち」において、市民が郷土に愛着やほこりを持つとともに、歴史遺産を次の世代へと継承していくまちを実現していくため、周辺環境との調和を図りながら、市の特性である歴史遺産を活用したまちづくりを目指していくこととしている。

計画名称	第 5 次藤井寺市総合計画
策定年等	2016 年 6 月策定
策定主体	藤井寺市
資産に関する事項 (概要)	計画期間は 2016 年 4 月から 2024 年 3 月までの 8 年間である。 3つの重点戦略の 1 つに構成資産の保存と活用の方針がまとめられており、市の貴重な歴史遺産を後世に継承していくため、古市古墳群などの史跡については、公有化を推進し、積極的な保全や活用を進めることとしている。

(ii) 資産の保全

計画名称	百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン
策定年等	2014年3月
策定主体	百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議
資産に関する事項 (概要)	大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざし、古墳群の保存・継承に向けた検討や、情報発信・魅力創出に向けた取組を進めている。これらの実現のため、両古墳群を一体的に捉え、行政間の連携による取組を進めるとともに、地元住民、民間事業者、NPO等が取組の目標や方向性を共有し、各々が主体的に取り組むことを目的に策定された。

計画名称	国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画
策定年等	2015年3月
策定主体	堺市
資産に関する事項 (概要)	本計画は、百舌鳥古墳群を取り巻く自然・歴史や現状を踏まえて、各史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確にし、それらを適切に保存管理するための方針や方法、現状変更などの取扱基準について定めたものである（付属資料1.b-II参照）。

計画名称	国史跡古市古墳群保存管理計画
策定年等	2014年3月
策定主体	羽曳野市・藤井寺市
資産に関する事項 (概要)	本計画は、古市古墳群を適切かつ計画的に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくことを目的として、史跡としての本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を定めたものである（付属資料1.b-III参照）。

計画名称	史跡百舌鳥古墳群整備基本計画
策定年等	2018年3月完成予定
策定主体	堺市
資産に関する事項 (概要)	史跡百舌鳥古墳群に指定されている古墳1基ごとの整備方針を定め、整備計画をまとめている。現在策定中で2018年3月に完成予定。

計画名称	史跡古市古墳群整備基本計画
策定年等	2018年3月完成予定
策定主体	羽曳野市・藤井寺市
資産に関する事項 (概要)	史跡古市古墳群に指定されている古墳1基ごとの整備方針を定め、整備計画をまとめている。現在策定中で2018年3月に完成予定。

(iii) 都市計画

計画名称	大阪府南部大阪都市計画区域マスタープラン
策定年等	2011 年 3 月策定、2016 年 3 月 30 日改定
策定主体	大阪府
資産に関する事項 (概要)	本計画では南部大阪区域は、百舌鳥・古市古墳群をはじめとする歴史的・文化的資源が数多く存在する地域と位置づけられ、歴史、文化、風土等に根ざした魅力的な都市景観の創造が重要と定められている。

計画名称	堺市都市計画マスタープラン
策定年等	2012 年 12 月策定
策定主体	堺市
資産に関する事項 (概要)	「歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり」というスローガンの下、輝かしい歴史・豊かな文化を活かし、世界に誇れるまちの活力や魅力を生み出すことを都市づくりの基本姿勢とする。そして、百舌鳥古墳群をはじめとした歴史・文化資源の有する価値を市民一人ひとりが再認識し、それぞれの魅力や歴史がもっと身近に感じられる都市づくりを進めることを目指す。

計画名称	羽曳野市都市計画マスタープラン
策定年等	2008 年 4 月策定、2016 年 4 月改定
策定主体	羽曳野市
資産に関する事項 (概要)	「歴史と自然の魅力あふれる心ゆたかな賑わいの都市はびきの」というスローガンの下、今後のまちづくりの課題と視点として、下記の項目が挙げられている。 ⑥地域の魅力づくりと世界文化遺産登録をめざした取組・景観形成 ・本市は古市古墳群の世界文化遺産登録の推進をはじめ、歴史遺産を守り、地域の魅力を発信する。 ・本市では様々な歴史や自然などを活かした良好な景観づくりを図るため景観計画を策定した。今後は市民の機運を高めつつ、良好な景観形成に向けた取組の推進が求められる。

計画名称	藤井寺市都市計画マスタープラン
策定年等	1999 年策定、2017 年 3 月改訂
策定主体	藤井寺市
資産に関する事項 (概要)	まちの魅力を伸ばす都市づくりの方針の 1 つとして、「歴史・文化・みどりを活かした都市づくり」を掲げ、以下の取組を列挙している。 ① 歴史・文化を重視した市街地の誘導 ② 点在する歴史文化遺産や緑を結ぶ回遊ルートの形成 ③ 駅周辺の整備、視点場の整備や、点在する歴史文化遺産・みどり資源の保全・活用 ④ 地域等と協働した歴史・文化・みどりによる魅力づくり

(iv) 景観

計画名称	大阪府景観形成基本方針
策定年等	2008 年 4 月策定
策定主体	大阪府
資産に関する事項 (概要)	本基本方針は、景観条例に基づき、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の目標に関する事項、景観形成を推進するための施策の体系に関する事項、景観形成を推進する地域に関する事項等について定めている。 ○景観形成の基本姿勢 地域性・場所・歴史性に配慮し、環境が持つ様々な情報を読み取り、地域や場所にふさわしい景観形成を行なうことが必要である。また、近景だけでなく背景となる風景も含め、どのような人がどのように見るかにも配慮することが必要である。 ○景観形成の目標 世界に誇ることのできる歴史・文化等の大阪固有の景観を保全し、創造し、育成する。 ○景観形成を推進する地域 古墳と公園等、緑の拠点どうし、或いは隣接する道路・河川公共施設等の公共空間と連携し、一体的でより魅力的な空間となるよう整備を推進する。また、歴史的な建造物・遺構・まちなみ等の歴史的資産を景観拠点として、さらに、歴史的な雰囲気が残る周囲の環境も含め、一体的な調和が図られるように継承・育成する。 ○景観形成を推進するための施策の体系 景観形成は、府民、事業者等の活動が基本となる。そのため、府は市町村・府民事業者等との協働により、景観形成を推進するための体制を整備する。

計画名称	堺市景観計画
策定年等	2011 年 6 月策定
策定主体	堺市
資産に関する事項 (概要)	古代から、中世、近世、近代へと、まちを拓いてきた先人たちが築き上げた堺の景観文化を共に守り育む。それと同時に、現代に生きる私たちの知恵を活かして、これらの資源と調和した新たな魅力ある景観を創造することで、風格ある堺らしい都市の魅力を高め、次代に継承していく。それにより、まちとともに人がいきいきと輝くまち・堺をめざす。 ○景観形成の理念 －共に守り、育み、創造する景観文化－古代から未来へ 輝くまち・堺 ○景観形成の基本方針 “堺で暮らす” 魅力を高める “堺文化” の個性を守り育む “活力あるまちの顔” をつくる 南部丘陵などの自然環境や、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群をはじめとする歴史的まちなみなどの堺独自の歴史・文化資源を、市民の共有財産として再認識し、本市の、そして地域のブランド、文化的シンボルとして保全・継承する。

計画名称	羽曳野市景観計画
策定年等	2014 年 10 月策定
策定主体	羽曳野市
資産に関する事項 (概要)	羽曳野市の景観の特徴と課題の整理を踏まえて、羽曳野市において景観形成の取組を進めていくための目標像と基本方針を定める。そのうえで、景観形成を実際に進めていくための方法や体制、具体的な施策展開の方向性を定めるとともに、景観計画区域及び景観形成促進区域等を設定し、それらの区域における行為の制限に関する事項、その他景観法の施行にあたって必要な事項を定めている。 ○景観形成の理念 羽曳野らしい美しい景観は、私たち一人ひとりの知恵とたゆまない努力によって守られ、つくられていくことの大切さを認識し、まちづくりの主体である市民、事業者、行政、専門家等が協働で保全・活用しながら、新たな魅力を創造し、このかけがえのない財産を後世に伝える。 ○景観形成の基本方針 本市が誇る歴史資源の数々は、羽曳野市の歴史を知るだけではなく、日本の歴史を考える上でも大変重要なものである。私たちの祖先がその時々創造し、守ってきたこれらの歴史資源を将来世代に引き継ぎ、羽曳野らしい歴史を感じられる景観を形成する。

計画名称	藤井寺市景観計画
策定年等	2013 年 6 月策定
策定主体	藤井寺市
資産に関する事項 (概要)	基本理念及び基本方針に基づき、景観上重要な区域を定めるとともに、今後、古市古墳群が世界文化遺産に登録されるよう、文化性の高い住宅都市にふさわしい良好な景観づくりを市民、事業者等及び行政が協働で進めていくことを目的としている。 ○景観形成の理念 藤井寺市らしいみどり豊かで文化的な景観を形成していくため、古市古墳群を含む貴重な歴史文化遺産をはじめ、自然環境を活用し、市民、事業者及び行政の共通認識と適切な役割分担のもとに、良好な景観の保全・創造と育成について、総合的かつ計画的に取り組む。 ○景観形成の基本方針 世界的に文化的価値の高い古市古墳群をはじめとする歴史文化景観を保全し、これら歴史文化遺産と調和した伝統的まちなみを創造・育成する。

(v) 環境

計画名称	新環境総合計画「大阪 21 世紀の新環境総合計画」策定
策定年等	2011 年 3 月策定
策定主体	大阪府
資産に関する事項 (概要)	この計画は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定する。また、大阪府の 2025 年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示す。 ・府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市という将来像の中で、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市、「魅力と活力ある快適な地域」をめざし、魅力ある景観、歴史的・文化的環境を形成する。

計画名称	堺市緑の基本計画
策定年等	2013 年 3 月改訂
策定主体	堺市
資産に関する事項 (概要)	堺市の緑のあるべき姿と、それを実現するための施策の考え方を明らかにし、今後、取り組むべき施策の指針とする。 ・基本方針「1. 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます」において、世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちをつくるため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、百舌鳥野エリアの緑を育むこととしている。

計画名称	第 2 次堺市環境基本計画
策定年等	2009 年 5 月策定
策定主体	堺市
資産に関する事項 (概要)	本計画は、環境の保全と創造に関する施策を、長期的な観点から総合的、計画的に推進するための基本となるものであり、市はもとより市民や事業者の環境面にかかわる指針とする。 ・望ましい環境像「Ⅲ. うるおいやにぎわいを育む快適なまち【都市環境】」において、先人たちが引き継いだ貴重な環境資源の価値を再認識し、市域に数多く存在する歴史的文化的遺産や里山等の自然風景、まち並みを始め、道路空間や駅前広場等の公共空間を、全ての市民が安全かつ容易に利用できる共有財産として、適正に保存、継承、修復、創出し、うるおいややすらぎが感じられるよう周辺の一体的整備を推進することとしている。

計画名称	羽曳野市みどりの基本計画
策定年等	2000 年 5 月策定
策定主体	羽曳野市
資産に関する事項 (概要)	羽曳野市におけるみどりの将来像やその基本方針等について明らかにしたものである。 ・みどりの将来像である「花とみどりにかおる雅のまちはびきの」を実現するため、まもる（保全）・ふやす（創出）・そだてる（育成）を基本方針とする。

計画名称	藤井寺市環境保全基本条例
策定年等	1983 年 4 月制定
策定主体	藤井寺市
資産に関する事項 (概要)	市民の良好な環境の確保に関し基本的な事項を定めることにより、その総合的推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。 ・市の将来像を「緑とゆとり、健康で人間性あふれるまちづくり」と定め、あらゆる施策を通じて良好な環境の実現を目指すため、青少年の有害環境からの保護、緑化推進、公害の防止、廃棄物の処理及び不法投棄の禁止並びに公共の場所の清潔保持に関すること、歴史的遺産の保全に関すること等などについて条例を制定する。

(vi) 防災

計画名称	大阪府地域防災計画
策定年等	2012 年 3 月策定
策定主体	大阪府
資産に関する事項 (概要)	災害対策基本法及び改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 ・基本方針として、Ⅰ命を守る、Ⅱ命をつなぐ、Ⅲ必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ経済活動の機能維持、Ⅴ迅速な復旧・復興災害の想定：地震災害・津波災害・風水害・海上災害・航空災害・鉄道災害・道路災害・危険物等災害・高層建築物、地下街及び市街地災害・林野火災・原子力災害・竜巻災害を定め、計画を策定する。

計画名称	堺市地域防災計画
策定年等	2012 年 6 月策定
策定主体	堺市
資産に関する事項 (概要)	堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 ・下記災害の防災策及び予防策の基本方針を示す。 地震、風水害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、高層建築物、市街地災害、放射線災害

計画名称	羽曳野市地域防災計画
策定年等	2016 年 2 月策定
策定主体	羽曳野市
資産に関する事項 (概要)	羽曳野市の地域に係る防災に関し、市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務または業務の大綱及び住民の役割等を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。 ・災害を想定し、下記の内容について基本方針を策定する 災害予防対策計画、災害応急対策計画、事故等災害応急対策計画、地震災害応急対策計画、災害復旧・復興対策計画

計画名称	藤井寺市地域防災計画
策定年等	2007 年 3 月策定、2015 年 3 月修正
策定主体	藤井寺市
資産に関する事項 (概要)	藤井寺市地域防災計画は、災害対策基本法及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、藤井寺市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧などに関し、藤井寺市及び関係機関が処理すべき事務、又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、もって災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。 ・災害の想定を行い、基本方針を策定する 災害予防対策、自然災害応急対策、事故等災害応急対策、災害復旧復興対策 ・防災計画の基本理念 藤井寺市の地域特性や今後の都市としての開発動向及び阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、また今後起こりうる災害の被害想定などを予測し、災害対策の一層の充実強化を進めていく。しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、防災の基本理念として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を据える。

5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

資産は45件の構成資産からなり、そのうち文化財保護法の下に史跡に指定されている範囲については、百舌鳥と古市のエリアごとに「保存管理計画」を策定し、適切な管理を実施している。これらの保存管理計画では、文化財の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等を明示している（付属資料 1.b-II「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画サマリー」、1.b-III「国指定史跡古市古墳群保存管理計画サマリー」参照）。さらに、資産の価値を確実に保存し、それを分かりやすく伝達するために必要な整備活用のあり方を示した「整備基本計画」を両エリアにおいて策定中である（2018年3月完成予定）。陵墓に治定されている範囲については、国有財産として宮内庁が管理しており（付属資料 1.b-I「陵墓である構成資産の保存管理の現状についての概要」参照）、資産の管理・防災上必要な改修等に当たっては、学識経験者等により構成される陵墓管理委員会の意見を参考として、調査及び工法検討を行っている。

（i）包括的保存管理計画

資産は、45件のシリアル・プロパティであり、一体的に保全を図る必要がある。

資産保護の手法は、保護の対象となる構成資産が天皇及び皇族の墓所であるか、文化財保護法上の史跡であるかによって異なり、保存管理には、国、各自治体又は民間所有といった複数の機関・個人が関係している。

このような資産を一体的に保存管理していくためには、関係者間の相互連携が不可欠であり、あらかじめ資産全体及び周辺環境をも含めた一体的な保護の在り方及び包括的な保存管理にかかる体制等を明確化しておくことが必要となる。

「包括的保存管理計画」（付属資料 1.a「包括的保存管理計画」）では、以下の5つの観点に沿って、現状と課題、課題への対応、行動計画、経過観察について整理している。

1. 資産の保護・管理
2. 緩衝地帯の保全
3. 開発・環境変化・自然災害への対応
4. 来訪者への対応
5. 地域コミュニティとの関わり

（ii）包括的保存管理体制

45 件の構成資産からなるシリアル・プロパティである本資産及びその周辺環境は、推薦を行う以前から、関係法令等を所管する行政機関、地域住民、資産の所有者、関係団体等によって適切に保全されてきた。

さらに世界遺産登録を契機として、これらの関係者が、資産の現状把握や課題の共有、さらに対応策の検討及びそれらの実施結果の評価等に関して、連携した取組を進めていくため、包括的保存管理体制を新たに構築したところである。

包括的保存管理体制の構築にかかる基本的な方針は下記の 3 点である。

- a) 関係法令等に則ること
- b) 学術的な知見を取り入れられようようにすること
- c) 地域社会と連携すること

包括的保存管理体制について、資産の経過観察を実施し、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関して、宮内庁を含む資産所有者が連絡調整及び協議を行う場として、2018 年に大阪府が中心となって「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会」（以下、「協議会」という。）を設置した。

協議会の中には、「作業部会」を置き、協議会の円滑な運営にかかる情報収集、現状把握、進捗管理等の実務的な調整を行う。

さらに、イコモス会員を含む学識経験者、その他有識者からなる「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会」（以下、「学術委員会」という。）を設置し、学術的見地からの助言を求めるための専門機関として位置づける。

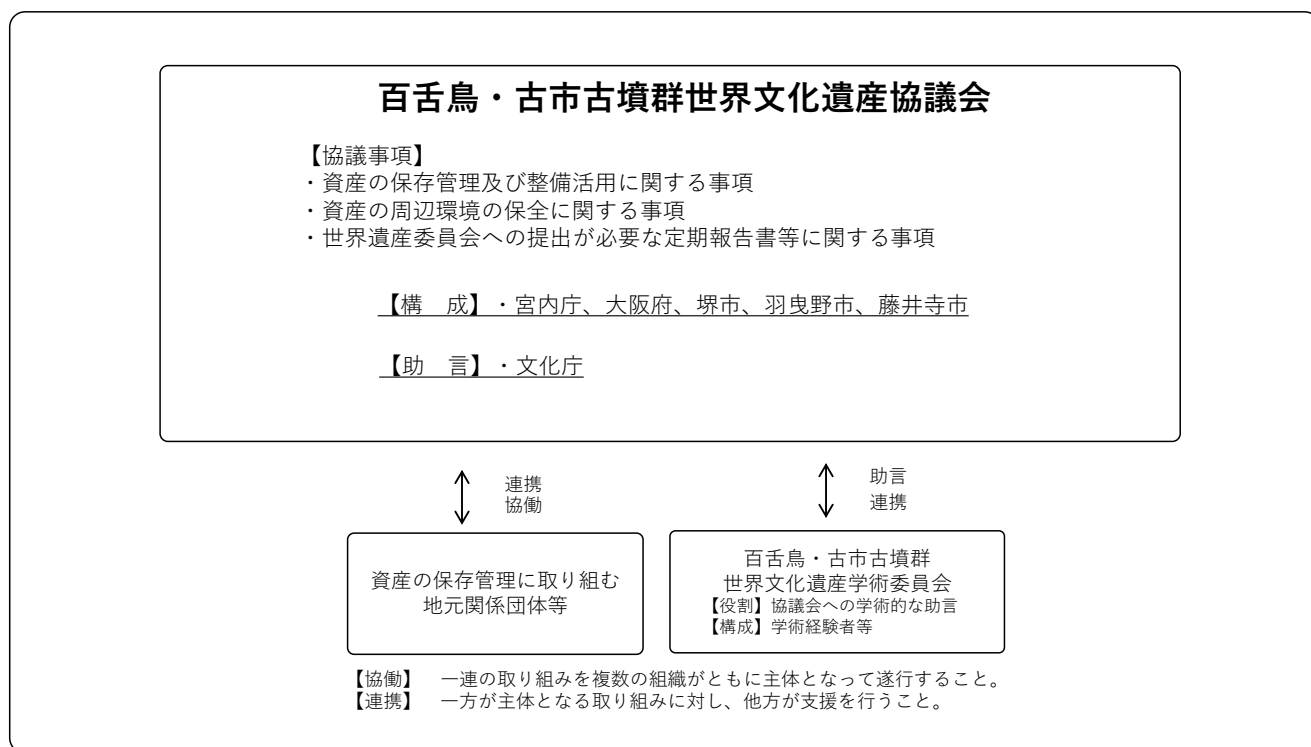


図 5-9 包括的保存管理体制図

包括的保存管理体制における各構成員の役割

協議会を構成する構成員とその他団体の役割は以下の通りである。

(a) 宮内庁

- ・ 国有財産法に基づき自ら陵墓の管理を行う。
- ・ 文化庁及び協議会において中心的な役割を担う大阪府と連携しつつ、資産の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。

(b) 大阪府

- ・ 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、国、関係市、関係団体と連携して資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関する現況及び課題の把握を行い、課題解決のために広域にわたって必要とされる施策を実施する。

(c) 関係市（堺市・羽曳野市・藤井寺市）

- ・ 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、大阪府、地域住民等と連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に必要な施策を実施する。

(d) 文化庁

- ・ 文化遺産の保護について国の機関として中心的な役割を担う官庁であることから、宮内庁や協議会において中心的な役割を担う大阪府と連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項及び世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書の準備等について、適宜連絡調整又は協議を行う。
- ・ 国内外の世界文化遺産の保護に関する情報収集に努め、資産の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。
- ・ 文化財保護法に基づき、構成資産に含まれる史跡の所有者に対し、文化財の維持のための修理・復旧又は現状変更及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合に、指導を行う。

(e) 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会

- ・ 学術的、専門的な観点から資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。
- ・ 大学、研究機関及び日本イコモス国内委員会の研究者・専門家から構成される。

5.f 財源及び財政的水準

陵墓である構成資産の管理は、宮内庁が行っており、その経費は国費によって賄われている。一方、史跡に指定されている構成資産の管理は、各自治体及び民間所有者が行っている。

各自治体を実施する保護・管理・整備の事業に対し、国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付する。

また、民有地にある構成資産について、所有者の意向や保存管理上の必要性により、公有化を進める場合にも、国が必要に応じて経費の80%の補助金を交付する。

5.g 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

構成資産を保存管理する宮内庁及び各自治体は、それぞれの組織内に文化財の保存・管理技術をもつ専門職員を配置している。外部専門家による助言や指導も受け、その保存・管理技術は高い水準が保持されている。さらに宮内庁及び各自治体は、調査研究成果に基づく資産の保存や修復についてのお互いの知見を共有し、その専門的知識の向上に努めている。

日常的な維持管理については、陵墓においては宮内庁の陵墓監区事務所の職員が行っており、史跡においては関係市及び民間所有者が行っているほか、大阪府教育庁から委嘱された文化財愛護推進委員¹が文化財愛護思想の普及啓発と監視、防災等の地域活動を実施することにより、これを補助している。

1. 文化財愛護推進委員：郷土史研究家、小中高校の校長退職者、地元の神職・住職、市観光ボランティアなど文化財保護に意欲のある民間人を大阪府教育委員会が選任

また、地域住民による資産の清掃も行われているほか、構成資産を含む地域の文化財のガイドや歴史教室の開催等により広く一般にも専門的知識や研修の機会が提供されている。

5.h 来訪者の施設と基盤施設

(i) 情報伝達及び活用のための施設の整備

現在、各自治体では、百舌鳥エリアの堺市博物館（堺市）、古市エリアの陵南の森総合センター（羽曳野市）及びアイセル・シュラホール（藤井寺市）などの博物館・ガイダンス施設において、百舌鳥・古市古墳群をはじめとする地元の歴史文化に関する展示を実施している。また、古市エリアから南東約10kmの場所にある大阪府立近つ飛鳥博物館は、古墳と古墳時代に関する専門博物館であり、資産周辺の施設と連携した展示を行っている。

各施設においては、構成資産から出土した遺物についても、必要に応じて修復・保存処理を実施したうえで適切な展示公開を行うことで、来訪者に対し、総合的な情報を提供し、資産の価値の理解に役立てている。

世界遺産登録を契機として、「百舌鳥・古市古墳群のO U Vの伝達」「個別構成資産の紹介」「古墳時代の背景知識の紹介」「構成資産の展望場所」を柱にすえて、施設相互の役割分担の明確化といった連携を図ることにより、資産総体の価値をより効果的、適切に情報提供することとしている（表5-6）。

なお、新たな施設の設置や既存施設の改修を行う場合は、資産に対する景観上の影響も十分考慮しつつ、来訪者に対する情報提供及び便益の機能を充足できるよう、適切な位置・規模・意匠の検討を行う。

このような施設整備の一環として、現在堺市では、来訪者に資産の世界遺産としての価値を知ってもらうためのガイダンス施設設置を計画している。計画予定地は、仁徳天皇陵古墳[2-1]の西側に近接し、緩衝地帯内に位置することから、資産及び周辺環境に対する影響評価を行い、その結果を踏まえて検討を進めることとしている。

表 5-6 資産価値の伝達に関する公開・活用施設の今後の役割分担

	主な役割	名称	所在地	機能
百舌鳥エリア	OUV 伝達のためのガイダンス	百舌鳥古墳群ガイダンス施設（計画）	堺市	- 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」／百舌鳥エリアの古墳を中心としたガイダンス - 構成資産以外の古墳も含めた百舌鳥エリア全体のガイダンス
	背景知識の紹介	堺市博物館	堺市	- 百舌鳥・古市古墳群に関する基本情報の提供 - 堺市の歴史全般・民俗・芸能の展示
	構成資産等の展望	堺市役所 21 階展望ロビー	堺市	- 百舌鳥三陵の展望場所 - 百舌鳥エリア資産周遊情報の提供
		履中天皇陵古墳ビュースポット	堺市	- 履中天皇陵古墳の展望場所
		みくにん広場	堺市	- 仁徳天皇陵古墳の展望場所
古市エリア	OUV 伝達のためのガイダンス	羽曳野市文化財展示室	羽曳野市	- 古市エリアの古墳出土遺物の展示 - 個別構成資産・墓山古墳のガイダンス
		アイセルシュラホール	藤井寺市	- 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」／古市エリアの古墳を中心としたガイダンス - 古市エリアの古墳出土遺物の展示 - 藤井寺市の歴史全般の紹介
		西名阪高架下ガイダンス施設（計画）	藤井寺市	- 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のガイダンス
	個別構成資産のガイダンス	時とみどりの交流館（峰塚公園管理棟）	羽曳野市	- 個別構成資産・峯ヶ塚古墳のガイダンス
		茶山グランド管理棟	羽曳野市	- 個別構成資産・応神天皇陵古墳のガイダンス
		史跡城山古墳ガイダンス棟「まほらしろやま」	藤井寺市	- 個別構成資産・津堂城山古墳のガイダンス
	背景知識の紹介	陵南の森総合センター	羽曳野市	- 羽曳野市の歴史全般の紹介
		藤井寺市立図書館	藤井寺市	- 古市エリアの古墳出土遺物の展示 - 古墳時代にかかる基本情報の提供
	構成資産等の展望	羽曳野市役所展望室（計画）	羽曳野市	- 応神天皇陵古墳の展望場所
周辺	背景知識の紹介	大阪府立近つ飛鳥博物館	河南町	- 古墳とその時代の総合的な情報の提供 - 百舌鳥・古市古墳群をはじめ大阪府内の古墳の調査研究

(ii) 便益施設の設置と周知

構成資産は、百舌鳥と古市の2か所のエリアに分かれて所在しており、各エリア内において4km四方の範囲に分布している。両エリアには、大阪市内から公共交通機関で容易にアクセスできる（図5-10参照）。既存の公開・活用施設や駅、駐車場・トイレ等の便益施設の位置は図5-11、図5-12に示すとおりである。

各自治体が協同し、エリア外からのアクセス方法やエリア内の推奨周遊ルートを紹介するウォーキングマップ、サイクリングガイドを作成している。これらは、ウェブサイトや観光案内所で情報提供されており、来訪者の徒歩や自転車による構成資産の周遊に際して活用されている。

百舌鳥・古市の両エリアは約10km離れており、両者を直接結ぶ公共交通機関はないものの、両エリアは大阪市内を起点とする複数の鉄道で結ばれており、エリア間の移動は40分程度と比較的容易である。さらに現在、関係市のうちの一つが両エリアを直接結ぶシャトルバスを試行的に運行しており、需要を見定めた上で今後の運行について検討する。

資産に関する案内や、問い合わせの受付は、管理者が個別に担っている。さらに来訪者の利便性を図るため、来訪者のニーズに合わせた見学コースの設定と、駐車場やトイレ等の便益施設の整備が必要である。

これらとともに、エリア外からのアクセス方法（近畿各地の他資産・新幹線の駅や空港・大阪府内各所）、両エリアの周辺に所在する宿泊施設に関する情報を総合的に提供するための来訪者受入れの共通方針を定めたところである。

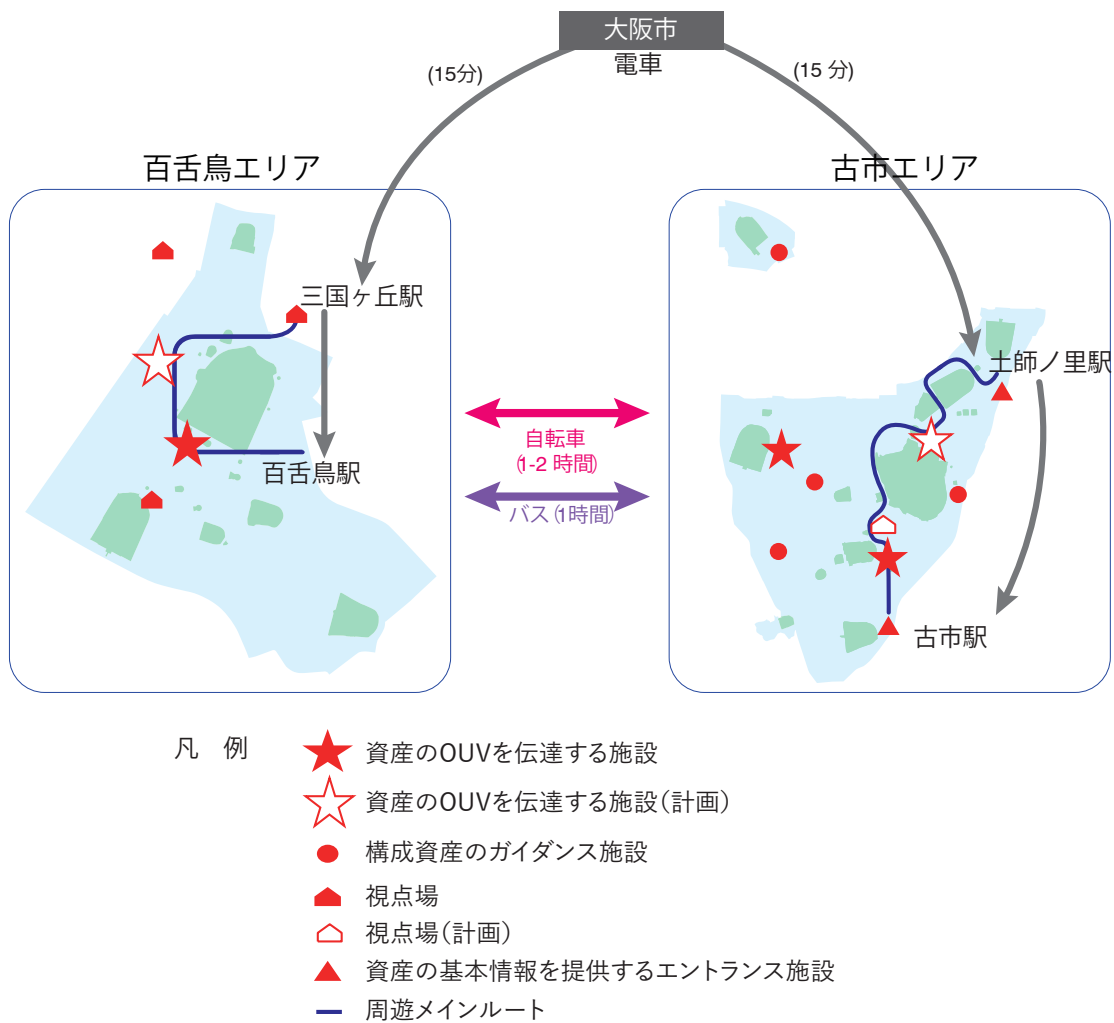


図 5-10 大阪市内から両エリアへのアクセス

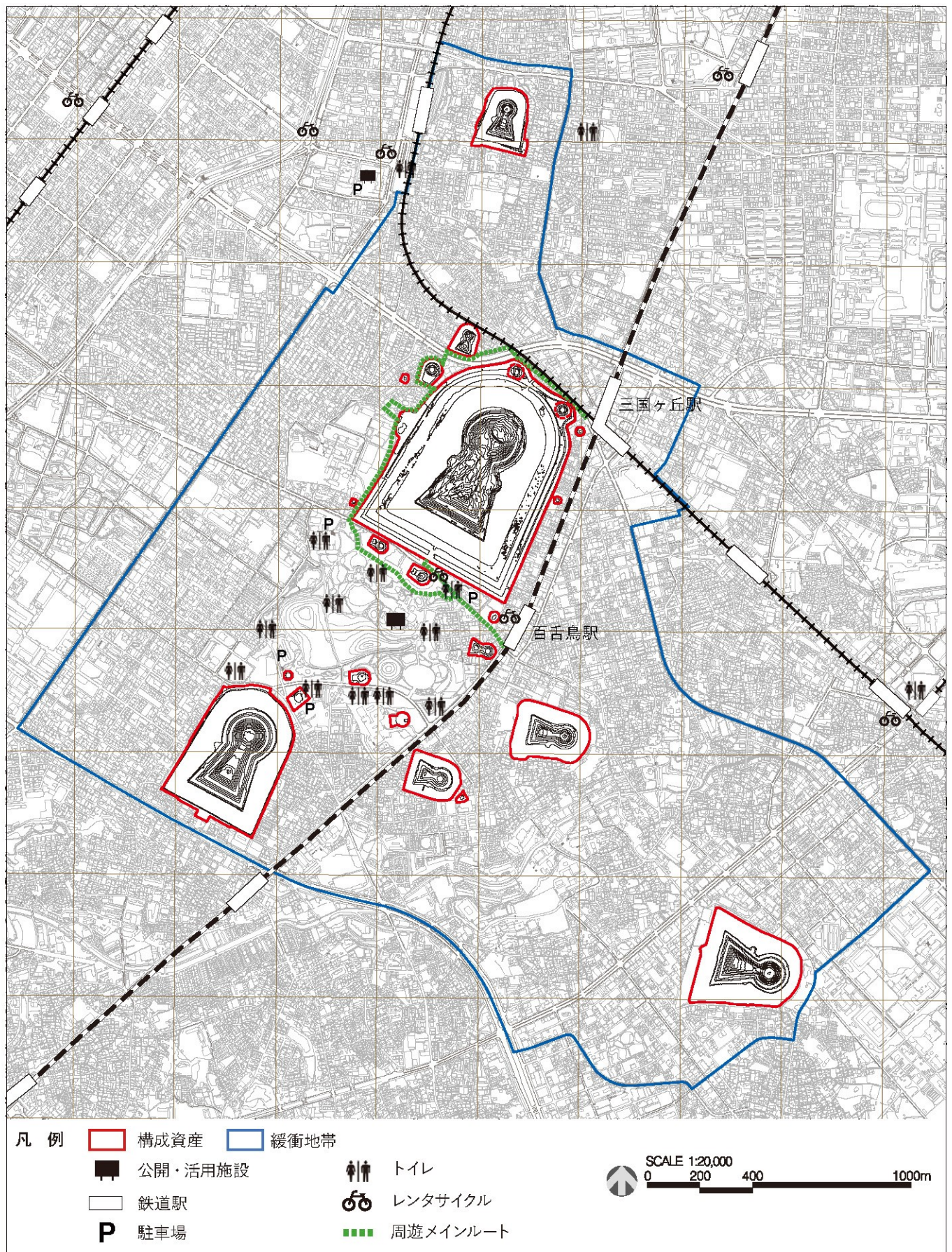


図 5-11 公開・活用施設及び来訪者のための便益施設配置図（百舌鳥エリア）

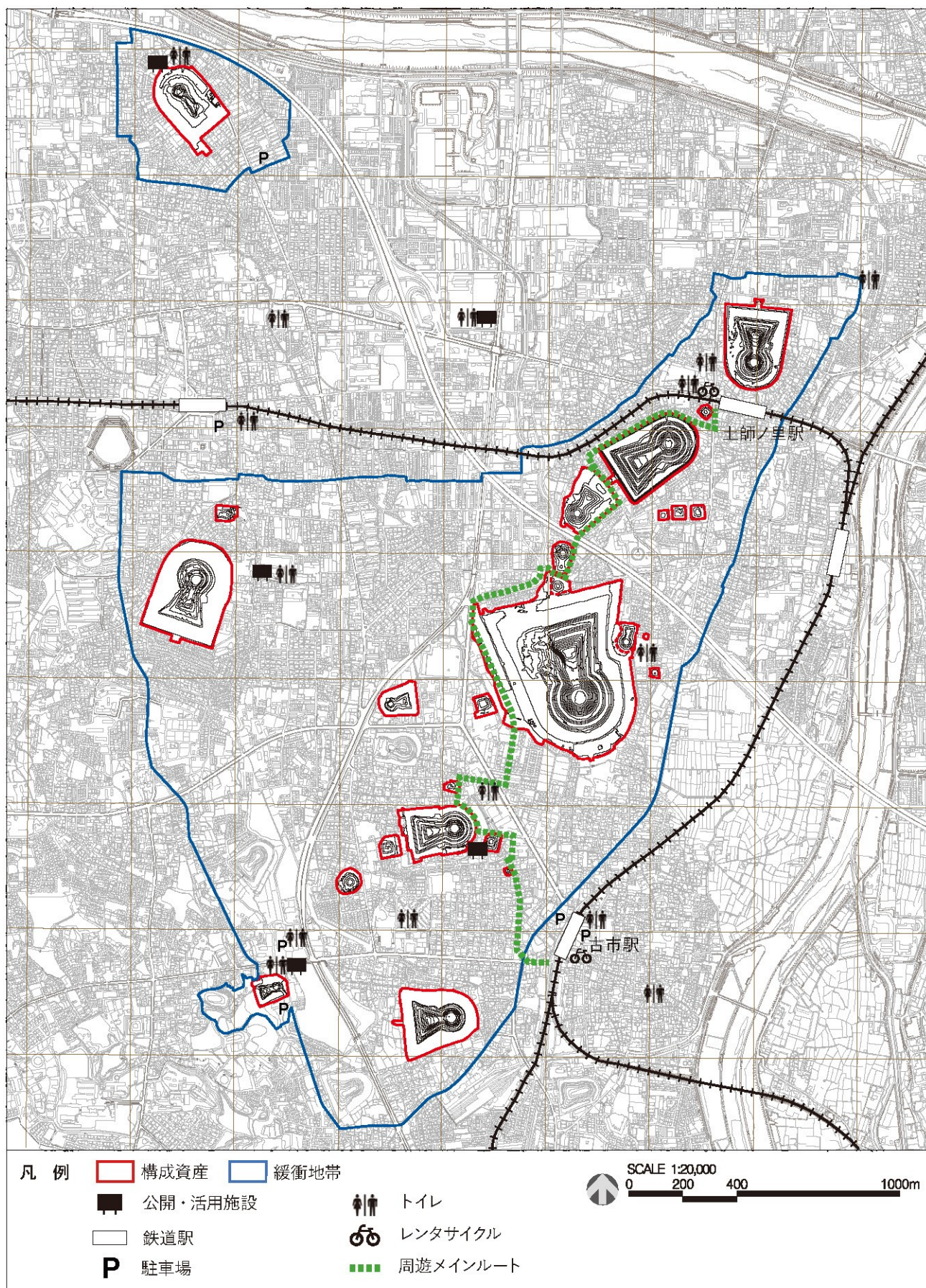


図 5-12 公開・活用施設及び来訪者のための便益施設配置図（古市エリア）

5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画

構成資産である陵墓及び史跡それぞれの性格をふまえつつ、資産の顕著な普遍的価値をわかりやすく解説するため、保護の状況に従って資産の整備を適切に実施する必要がある。あわせて来訪者受入れのための情報提供や便益施設整備等についても取組を進めていく。

資産の保全・整備

資産の整備は、保存上必要な措置として実施することが前提であり、これに当てはまらない現状変更は認められない。墳丘保全のための工事等は、遺構の現状維持を原則としつつ、（復元的整備が必要となる場合でも）可逆性のある工法を取ることを共通の方針とする。

さらに、5.e「資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制」で記述した「史跡保存管理計画」及び「史跡整備基本計画」（2018年3月策定）において、整備と公開活用にかかる基本方針及び史跡に指定されている各構成資産の具体的な整備方針を示すこととしている。これらの計画は、学識経験者で組織された委員会の検討に基づいて策定されるものであり、保存上必要な整備を施すことを全体方針としつつ、価値を分かりやすく伝達するための措置についても必要最低限の範囲において、実施を認めることとしている。（付属資料 1.a「包括的保存管理計画」第4章 4-1-(1)b 参照）

来訪者受入れのための取組

資産全般及びその周辺を含めた問題として、世界遺産一覧表への記載を契機に来訪者が増加することが予想されるところである。各自治体は、これによって資産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことのないよう、適切な来訪者の管理を図ることとし、包括的な取組の方向性をまとめた「百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン」（2015年）を策定した。「ビジョン」では、地域で守り伝えられてきた古墳群の価値を次世代へ引き継いでいくことを目的とした、景観形成および資産の

保存活用を検討している。また、来訪者が資産に親しみを感じられるよう、まちづくりの基本方針・地域活性化に向けた施策を示している。

各自治体は、当該ビジョンに基づいて行う来訪者対策や地域コミュニティとの連携の取組を進めていく上で、どのような課題があるかを整理し、抽出された課題への対応策の検討を行い、周遊ルート設定等実施可能なものから着手している。(表 5-7、付属資料 1a「包括的保存管理計画」第 4 章 4-4、4-5 及び第 5 章参照)

来訪者への情報発信については、資産に関する情報へのアクセスを容易とする手段や、顕著な普遍的価値の理解を深めることを可能とする発信内容の充実化を図る。各公開活用施設における来館者への情報提供についても、各施設の役割を整理し、施設間の連携によって一層効果的に資産の顕著な普遍的価値を普及していく。

また、現地での来訪者対策については、資産が所在する地域が地域住民の生活域と重なっていることを踏まえ、来訪者の安全かつ快適な周遊と地域住民の住環境の保全の両立を念頭に置いて各自治体が表 5-7 に示す取組を進めている。

地域コミュニティとの関わり

さらに、資産を確実に次世代に継承していくためには、地域の住民や地元民間企業などが資産の保存管理や周辺環境の保全に参画することが重要であり、住民の理解を促進し、古墳が地域のアイデンティティの一部となるよう働きかけていくことが必要である。このため、関係市は、学校教育や社会教育において地域に根ざした古墳の価値を学習する機会を増やし、民間団体が実施する文化財のガイドボランティアの活動や歴史教室、まちづくり活動などを積極的に支援している。

表 5-7 資産の整備・活用に関する課題と対応

課題	資産共通の対応策	具体的な取組み	事業概要
顕著な普遍的価値の理解の向上	情報提供の向上	講演会・見学会等の開催	講演会や見学会を通して資産の価値を伝える
		ホームページの活用	ホームページを活用し、顕著な普遍的価値を正確に幅広く伝えていく
		解説ガイドブック・パンフレット等の発行	多様なパンフレットやガイドブックを見学者に応じて配布する
	情報伝達及び活用のための施設の整備	情報伝達及び活用のための施設の整備	ガイダンス施設の役割分担を元に計画、整備し、施設間の連携を図る
			資産の解説及び資産の保護のための注意喚起及び示唆の解説を行う
	解説ガイドシステムの充実	ガイドの養成	正確な資産の価値を伝達するためにガイドを養成する
外国語パンフレット等の発行		海外からの来訪者にも対応し、使用言語に応じたパンフレット等を配布する	
来訪者への便益の提供	来訪者窓口の設置	窓口の開設・誘導	来訪者の利便性を図り、効率的な受け入れを進めるために窓口を一元化し、地元自治体に設ける
	モデルコースの提示	適切な見学コースの設置・周知	交通手段・来訪目的・滞在時間等に応じて資産を見学できるようにモデルコースを設定し、その周知を図る
		誘導サインの設置	モデルコースに誘導サインを設置する
	便益施設の設置と周知	景観に配慮した便益施設の設置	駐車場、トイレ等を設置する
適切な来訪者受け入れの枠組みの構築	来訪者受け入れ体制の構築	来訪者受け入れにかかる取組方針の検討	地域活性化ビジョンに基づき、来訪者の受け入れが円滑に進むように取組方針を検討し、事業の具体化を図る
	来訪者の見学マナーの向上、地元の受け入れ心得の周知	来訪者の見学マナー、地元の受け入れ心構えの向上	資産見学にふさわしい来訪者マナーの周知、来訪者受け入れの意識向上について、周知・醸成を図る
	資産への適切な来訪者の受け入れ対応	来訪者数の把握	公開資産への負の影響を防ぐ保護措置等の整備を実施するため、来訪者数を把握する

課題	資産共通の対応策	具体的な取組み	事業概要
地域アイデンティティのよりどころとしての資産の活用上	生涯学習機会の向上	市民向け講座の開催	地域の催しなどに自治体職員が出向き、資産に関わる講座を開催する
	児童・生徒向け教育の促進	児童・生徒向けガイドブックの作成	副教材やガイドブックを作成し、各学校に配布する
人々の交流の促進	民間支援団体の活動の促進	民間支援団体活動への支援	自治体や協議会との交流を促進し、協働や連携を深める
	地域住民活動への支援	地域住民活動への協力	地域住民の活動に文化財専門職員を派遣するなどの支援を行う

5.j 人的措置と専門性

資産を確実に保存管理するため、宮内庁及び各自治体は、考古学、歴史学、建築学の知識を持ち、豊富な経験を有する専門職員及び技術者を配置している。また、外部専門家の意見も取り入れながら調査・研究を行い、資産の保存管理を実施しているほか、展示・解説にも取り組んでいる。

本資産に含まれる陵墓については、宮内庁が全国に 5 か所配置している陵墓監区事務所のうち、古市陵墓監区事務所の職員が管理にあたっている。

史跡については、大阪府教育庁が文化財愛護推進委員を委嘱し、定期的に文化財を巡回・点検し、保護に対する助言を行っている。大阪府教育庁はこの助言に基づき、民間所有者や関係市町に対して文化財の保存管理に関して技術的支援を行っている。

その他、資産の清掃等日常的な維持管理については行政のみならず、地域住民によっても実施されており、関係者が協働し、一体となって取り組んでいる。

表 5-8 資産の保存管理に直接携わる行政組織

組織	部局	人員（人）
宮内庁	陵墓の調査・管理部局	計 33
大阪府	文化財・景観・世界遺産登録推進関連部局	計 24
堺市	文化財・景観・世界遺産登録推進関連部局	計 28
羽曳野市	文化財・景観・世界遺産登録推進関連部局	計 15
藤井寺市	文化財・景観・世界遺産登録推進関連部局	計 11

